明治安田損害保険の現状2012

(平成24年度版/平成23年度決算)

はじめに

日頃より格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申しあげます。

当社は、これまで培ってまいりましたノウハウを活かしつつ、親会社である明治安田生命の生命保険事業とのシナジー効果を発揮して、主に企業・団体のお客さまを中心に特色ある付加価値の高い保険サービスをご提供することで、お客さまのご期待にお応えできるよう努めております。

平成23年4月から第3次中期経営計画(3ヵ年)をスタートし、「お客さまを大切にする会社」として中長期的に持続的な成長を実現すべく、お客さまの声やニーズに即した商品・サービスのご提供やお客さま視点からの業務品質向上に努めるとともに、内部管理態勢、コンプライアンス推進態勢のいっそうの充実に取り組んでおります。

引き続き、お客さまニーズに的確に対応すべく、先進の制度提案による団体 福祉の充実と独自のリスクソリューション提案による事業の安定のための各種 取組みを進めてまいる所存です。

このような当社の事業活動について、みなさまにご理解をより深めていただく ために「明治安田損害保険の現状2012」を作成いたしました。

本誌が、みなさまに当社をご理解いただくうえで、少しでもお役に立てば幸いに存じます。

今後とも、なおいっそうのご支援とご愛顧を賜りますようお願い申しあげます。

会社プロフィール

[経営方針・企業ビジョン・ 行動規節]

経営方針

私たちは、お客さまを大切にする会社に徹し、明治安田生命の生命保険事業とのシナジー効果を発揮して、 特色のある付加価値の高い保険サービスをご提供することにより、お客さまから信認される損害保険会社 を目指してまいります。

企業ビジョン

- ◇ 独自のソリューション提案によるお客さまの事業の安定と、先進の制度提案によるお客さまの団体福祉 の充実に貢献する会社
- ◇ 新たな市場・価値を創造し、成長しつづける会社
- ◇ 働く者すべてが高度な専門性と豊かな業務知識を備え、個人の能力を最大限に発揮できる会社

行動規範

◇ 高い倫理観と協働の精神 ◇ お客さまへの感謝と責任

◇ 社会への貢献

◇ 自己の成長と発展

[会社の特色]

当社は、明治安田生命グループの損害保険会社として企業・団体のお客さま向けに、クオリティの高い総 合保障サービスをご提供し、確かな安心と豊かさをお届けしてまいります。これまで、企業・団体のお客 さまの補償ニーズに幅広くお応えしてまいりました傷害保険分野での商品・サービスをいっそう充実させ るとともに、新種保険分野においても、今後、一段と多様化する企業・団体のお客さまの潜在的補償ニー ズに的確にお応えできる「リスクソリューション® |* 商品等をご提供することなどにより、企業・団体の お客さまのご発展に貢献してまいります。

※明治安田損害保険では、「リスクソリューション®」の商標登録(商標登録番号:4629633号)を行なっております。

〔会社概要〕

平成24年3月31日現在

◇ 名称(商号):明治安田損害保険株式会社

Meiji Yasuda General Insurance Co., Ltd.

◇ 設立:平成8年8月8日
◇ 資本金:520億円
◇ 総資産:807億円 ◇ 正味収入保険料:138億円 ◇ 従業員数:171名 ◇ 代理店数:590店

◇ 本社所在地:東京都千代田区神田司町二丁目11番地1

◇ 出資比率:明治安田生命保険相互会社 100%

〔第3次中期経営計画の概要〕

当社は、法人・団体専門損害保険会社として商品・サービス、募集チャネル等でいっそうの独自性発揮に より新たな成長戦略を構築するとともに、保険金支払い等のお客さまサービスの適切な遂行を通じてお客 さま満足・信頼度の向上を図り、「お客さまを大切にする会社」として一段の進化・成長を目指すことを 企図し、平成23年4月から3ヵ年の第3次中期経営計画をスタートしております。

第3次中期経営計画は、以下を中心に重点的な実施事項を設定し、取組みを行なっております。

- ◇ 既存のマーケットの深耕や新たなマーケット開拓による収入保険料の継続的な増大
- ◇ アンダーライティング、保険金支払い等の基幹業務品質の向上によるお客さまサービスのいっそうの拡充

Ⅰ 会社の概況および組織	5	Ⅲ 会社の運営	34
① 代表的な経営指標	5	1 コーポレート・ガバナンス体制	34
2 会社の沿革		2 内部統制環境の整備	
3 経営の組織		3 リスク管理体制	
4 株主・株式の状況		4 法令等遵守体制	
1. 基本事項		1. 行動憲章	
2. 株主総会議案等		2. コンプライアンス・マニュアル	
3. 株式分布状況および大株主		3. 社外・社内の監査・検査体制	
4. 配当政策		4. 個人情報の保護に関する基本方針	0
5. 資本金の推移		(プライバシーポリシー)	43
6. 最近の新株および社債の発行 ······		5. 反社会的勢力の排除のための基本方針	
5 役員の状況		6. 利益相反管理方針	
		5 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認	40
6 従業員の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			40
1. 従業員の状況および平均給与		についての合理性および妥当性	49
2. 研修制度		W7	
7 その他		$I\!V$ 主要な業務に関する事項	50
1. 情報提供活動			
2. 社会公共活動		1 平成23年度の事業概況	
3. トピックス 等		② 主要な業務の状況を示す指標(直近5事業年度)	
4. 業務の代理・事務の代行		③ 業務の状況を示す指標	
5. 旧会社におけるご契約について		《主要な業務の状況を示す指標》	
6. 保険会社およびその子会社等の概況	18	1. 保険料・一人当たり保険料	54
		2. 受再正味保険料の額および支払再保険料の額 …	55
Ⅱ 主要な業務の内容	19	3. 解約返戻金 ······	55
		4. 正味支払保険金の額および元受正味保険金の額	56
1 保険のしくみ	19	5. 受再正味保険金の額および回収再保険金の額 …	···· 56
1. 損害保険制度	19	6. 保険引受利益	57
2. 損害保険契約の性格	19	《保険契約に関する指標》	···· 58
3. 再保険について	19	1. 契約者配当	···· 58
2 取扱商品	20	2. 正味損害率、正味事業費率およびその合算率 …	···· 58
1. 販売商品の一覧	20	3. 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算	率 58
2. 主な商品の開発・改定状況	22	4. 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	59
③ お客さまサービス	23	5. 出再を行なった再保険者の数	59
1. お客さまとのコミュニケーションとサービス向_	上 ··· 23	6. 出再保険料の上位5社の割合	59
2. リスクソリューション [®] サービス ······	26	7. 出再保険料の格付ごとの割合	59
4 約款	27	8. 未収再保険金の額	
		《経理に関する指標》	
2. ご契約時にご留意いただく事項 ·············		1. 保険契約準備金	
3. 約款に関する情報提供方法		2. 責任準備金積立水準 ······	
5 保険料		3. 引当金明細表	
1. 保険料の収受・返戻(へんれい)		4. 貸付金償却の額	
2. 保険料率		5. 資本金等明細表	
6 保険募集		6. 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変	
1. 保険の募集とご契約の手続き		7. 事業費の内訳	
2. 代理店の役割と業務内容		8. 売買目的有価証券運用損益 ····································	
3. 損害保険代理店制度および募集態勢		9. 有価証券売却益	
4. 勧誘方針 ····································		10. 有価証券売却損 ····································	
7. 保険金のお支払い		10. 有圖証券完却損 11. 有価証券評価損 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
1. 保険金のお支払いのしくみ ····································		11. 有 IIII	
 1. 休険金のお又払いのしくみ		12.	
4. 不 火車ツ辿りはの又払い、ツ収組の	- 33	13. 四化貝性ツルガ伊金	04

《資産運用に関する指標》
1. 資産運用方針65
2. 現金及び預貯金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3. 資産運用の概況 66
4. 利息配当収入の額および運用利回り 66
5. 資産運用利回り(実現利回り) 67
6. (参考) 時価総合利回り 68
7. 海外投融資残高および利回り 68
8. 商品有価証券 ······ 69
9. 保有有価証券の内訳 69
10. 保有有価証券利回り
11. 有価証券残存期間別残高70
12. 業種別保有株式70
13. 貸付金残存期間別残高 71
14. 貸付金担保別内訳
15. 貸付金使途別内訳
16. 貸付金業種別内訳72
17. 貸付金企業規模別内訳 72
18. 貸付金地域別内訳
19. 有形固定資産 ······73
20. 支払承諾の残高内訳73
21. 支払承諾見返の担保別内訳73
22. 長期性資産73
23. 公共関係投融資(新規引受ベース)73
24. 住宅関連融資73
25. ローン金利74
《特別勘定に関する指標》 74
4 責任準備金の残高の内訳75
5 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況
(ラン・オフ・リザルト)75
6 東地発生からの期間経過に伴う最終指案目積り類の堆移表 … 76

<u>V</u> 財産の状況 77
1 計算書類 77
1. 貸借対照表77
2. 損益計算書82
3. 貸借対照表の推移84
4. 損益計算書の推移 85
5. キャッシュ・フロー計算書86
6. 株主資本等変動計算書87
7. 1株当たり配当等88
8. 1株当たり純資産額88
9. 一人当たり総資産
2 リスク管理債権 89
③ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況
(保険金信託業務を行う場合) 89
4 債務者区分に基づいて区分された債権89
5 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況
(単体ソルベンシー・マージン比率) 90
6 時価情報等91
1. 有価証券に係る時価情報 91
2. 金銭の信託に係る時価情報 92
3. デリバティブ取引情報92
7 その他 92
8 財務諸表の正確性・内部監査の有効性についての代表者確認書 … 93
VI 設備の状況 94
1 設備投資等の概要
□ 以帰以具守∨似女
W to do to be made a form
¼ 損害保険用語の解説 95

I

会社の概況および組織

代表的な経営指標

(単位:百万円、%)

項目	1			1	连 度	平成22年度	平成23年度
正	味	又入	保	険	料	13,688	13,868
正	味っ	と 払	保	険	金	5,171	6,048
正	味	損		害	率	43.0	48.3
正	味	事	業	費	率	51.7	50.5
保	険	引	受	利	益	385	289
経	Ė	常	利		益	916	949
当	期	純		利	益	379	260
単位	トソルベ	ンシー	・マ-	- ジン.	比率	5,828.0	4,783.3
総	道	*	産		額	81,003	80,753
純	道	*	産		額	56,342	56,710
そ (の他有	価 証	券割	一個是	き額	414	764

⁽注)「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

なお、平成23年度の数値は平成22年内閣府令第23号及び平成23年内閣府令第11号、並びに平成22年金融庁告示第48号、平成23年金融庁告示第24号及び平成24年金融庁告示第33号(平成24年3月31日から適用)の改正内容を反映した基準で算出しており、平成22年度の数値は当該改正内容を反映前の基準で算出しております。

<正味収入保険料>-

正味収入保険料は、ご契約者のみなさまからいただいた保険料から、再保険取引に係る保険料を加減、諸返戻金を控除し、さらに積立保険料を控除した保険料です。

<正味支払保険金>

正味支払保険金は、元受正味保険金と他の保険会社へ再保険で支払った受再保険金の合計額から、出再先の保険会社から受け取る回収再保険金を控除した保険金です。

<正味損害率>-

正味損害率は、正味収入保険料に対する「正味支払保険金+損害調査費」(お支払いした保険金と損害調査に要した費用) の割合です。

<正味事業費率>-

正味事業費率は、正味収入保険料に対する「保険引受に係る営業費及び一般管理費+諸手数料及び集金費」(保険の募集や 保険契約の維持管理のために使用した費用)の割合です。

<保険引受利益>-

保険引受利益は、保険引受収益(正味収入保険料等の合計)から、保険引受費用(正味支払保険金、諸手数料及び集金費等の合計)、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、さらにその他収支を加減したもので、保険の引受に係る利益となります。

<経常利益>-

経常利益は、保険引受収益・費用、資産運用収益・費用を加減し、さらに営業費及び一般管理費、その他経常損益を加減したものです。

<当期純利益>-

当期純利益は、経常利益に、固定資産処分損益等の特別損益、法人税及び住民税と法人税等調整額を加減したもので、損害保険会社の最終的な利益となります。

<単体ソルベンシー・マージン比率>

単体ソルベンシー・マージン比率は、通常の予測を超える危険(巨大災害、損害保険会社が有する資産の大幅な価格下落等)が発生した場合でも、保険金等について十分な支払余力を保持しているかどうかを示す行政監督上の客観的な判断指標のひとつです。200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

<総資産額>-

貸借対照表上の「資産の部合計」の金額です。

<純資産額>-

貸借対照表上の「純資産の部合計」の金額です。

<その他有価証券評価差額>

保有有価証券等については、売買目的、満期保有目的等の保有目的で区分し、時価評価等を行なっています。その他有価証券は、売買目的、満期保有目的等に該当しないものであり、その他有価証券の時価評価後の金額と時価評価前の金額との差額(評価損益)が、その他有価証券評価差額です。

<不良債権の状況>-

不良債権には、「リスク管理債権」と「債務者区分による債権」の2つの基準があり、法令により開示が義務付けられています。

当社では、詳細な自己査定規程を定め、厳正な自己査定を実施しています。また、自己査定規程および査定結果に対しては、自己査定実施部署から独立した業務監査部が内部監査を実施し、その後監査法人による外部監査を受けており、信頼性の高い体制を構築しております。

自己査定の結果、価値の毀損の危険性が高いと判断された資産については、その度合いに応じ、自己責任原則に基づき適正な償却・引当を実施し、資産の健全性を確保しています。

また、償却・引当規程を定め、同規程に則り償却・引当を実施することにより、恣意性を排除しています。

○リスク管理債権の状況

「リスク管理債権」とは、貸付金のうち返済状況が正常でない債権をいい、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3カ月以上延滞債権」、「貸付条件緩和債権」の4区分からなります。

平成23年度末現在、これらに該当する債権はありません。

○債務者区分による債権の状況

「債務者区分に基づいて区分された債権」は、貸付金のほかに未収収益等を含めた債権を、債務者の財政状態および経営 成績等に基づいて区分したものであり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」、「正常債権」 の4区分からなります。

平成23年度末現在、債権は、いずれも「正常債権」(債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないとされるもの)に区分されています。

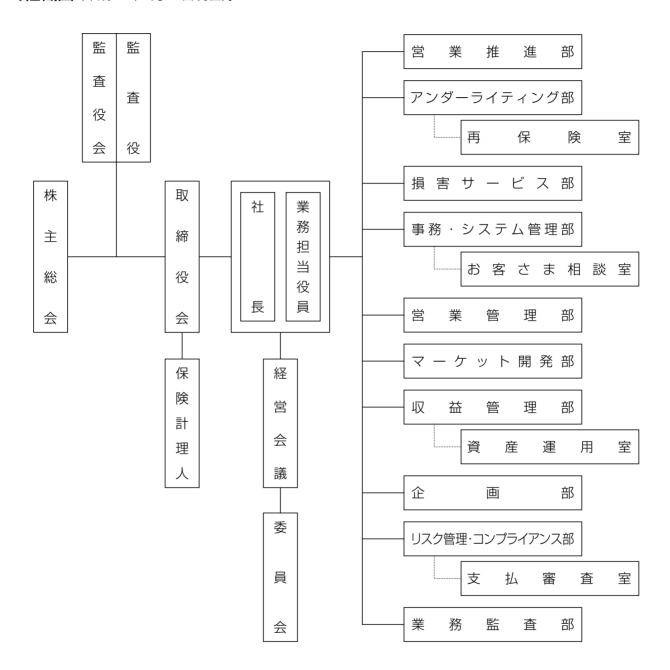
2 会社の沿革

年月	旧安田ライフ損害保険株式会社	旧明治損害保険株式会社
平成 8年 8月	安田生命保険相互会社(現 明治安田生命保険	明治生命保険相互会社(現 明治安田生命保険
	相互会社) の100%出資子会社として設立(資	相互会社) の100%出資子会社として設立(資
	本金 220 億円)	本金300億円)
	損害保険業免許取得	損害保険業免許取得
10月	営業開始	営業開始
10/3	日本別名 労働災害総合保険を発売	日本四名 会社役員賠償責任保険(D&O保険)を発売
平成 9年 1月	傷害保険、団体長期障害所得補償保険を発売	ALKARIKA (DGOMA) END
1,72 = 1 1,3	安田生命との生損セット商品『フルタイム』を	
	発売	
2月		傷害保険を発売
3月		海外旅行傷害保険、国内旅行傷害保険を発売
4月	ー 一海外旅行傷害保険を発売	
5月	自動車損害賠償責任保険を発売	自動車損害賠償責任保険を発売
10月	懸賞付自動車保険『ワン太フル』を発売	懸賞付自動車保険を発売
11月	「交通事故入院お見舞いサービス」を開始	ホームページの開設
12月		長期所得補償保険を発売
平成10年 4月	「JAFロードサービス」の提供開始	団体長期障害所得補償保険、債務返済支援保険
		を発売
8月	家財専用火災保険『家財記念日』を発売	
	安田生命との生損セット商品『ダブルカバー』	
	を発売	
10月	懸賞付自動車保険『NEWワン太フル』を発売	「指定修理工場制度(愛称:ほほえみ工場サー
		ビス)」を開始
		「JRSロードサービス」の提供開始
11月	「指定修理工場制度(愛称:あんしん工場)」を	
	開始	
12月	総合賠償責任保険『店下泰平』を発売	
平成11年 4月	「カーアシスタンスサービス」の提供開始	
5月		自動車保険に新割引制度導入
6月		ほほえみ工場プラスワンを開始
7月	新型自動車保険『NEWワン太フル カスタマー	
	ズベスト』を発売	
10月	安田生命との生損セット商品『グローイングプ	明治生命グループと日新火災海上保険株式会社
	ラス』を発売	間で業務提携に関し基本合意
平成12年 3月	安田生命との生損セット商品『ファーストステ	カートラブル時のロードサービスの無料化をス
	ージ ^{Activity} 』を発売	タート(一部のケースを除き、無料化)
4月		オーストラリアの大手損害保険グループQBE
		社と日本国内における取引信用保険の販売に関
		する業務協力協定を締結
5月	総合賠償責任保険『New店下泰平』を発売	
6月	家財専用火災保険『New家財記念日』を発売	
7月		取引信用保険を発売
8月	人身傷害補償付総合自動車保険『大きな♥お世	
	話』(YAP)を発売	
9月	安田生命との生損セット商品『健康物語Activity』	
	を発売	

年月	旧安田ライフ損害保険株式会社	旧明治損害保険株式会社				
平成12年10月		自動車保険センターを開設				
		総合自動車保険『MAM(MEIJI AUTO				
		MASTER)』を発売				
平成13年 4月	安田生命との生損セット商品『健康物語 ^{Activity}					
	第二章』を発売					
5月	安田生命への募集代理を開始					
7月		明治生命への募集代理を開始				
平成14年 1月	安田生命とのセット商品として団体向け第三分					
	野商品『新・総合医療サポート』を発売					
2月		│総合自動車保険『MAM(MEIJI AUTO│				
		MASTER)』を改定・発売				
11月	安田生命との生損セット商品『健康物語フルケ					
	ア ^{Activity} 』を発売					
平成16年 2月	明治損害保険と「合併覚書」に調印	安田ライフ損害保険と「合併覚書」に調印				
11月	明治損害保険と「合併契約書」に調印	安田ライフ損害保険と「合併契約書」に調印				
12月	臨時株主総会で合併契約書を承認	臨時株主総会で合併契約書を承認				
年月	明治安田損害	保険株式会社				
平成17年 4月	安田ライフ損害保険株式会社と明治損害保険株式	会社が合併し、明治安田損害保険株式会社 誕生				
平成18年 4月	「保険会社向けの総合的な監督指針」改正に伴い	、「重要事項説明書(契約概要·注意喚起情報)」				
	を充実 					
5月	会社法施行に伴い「内部統制システムの基本方針					
10月	ホームページによる苦情等受付状況の開示を開始					
平成19年 4月	「保険会社向けの総合的な監督指針」改正に伴い、					
	保険金支払審査会ならびに保険金支払に関する不					
6月	ホームページによる「お支払いに該当しない」と判断した件数・事例等の開示を開始					
平成20年 4月	第2次中期経営計画をスタート					
平成22年 1月	保険法改正に伴う火災保険・地震保険の改定					
4月	保険法改正に伴う傷害保険・新種保険等の改定					
平成23年 4月	第3次中期経営計画をスタート					
	『輸出取引信用保険』を発売					

経営の組織

〈組織図 (平成24年6月29日現在)〉



〈本社所在地〉

〒101-0048 東京都千代田区神田司町二丁目11番地1 電話番号 03-3257-3111 (代表) フリーダイヤル 0120-255-400 (お客さま相談室)

※なお、以下の所在地に営業推進部 総合福祉営業推進グループ(大阪駐在)を設置しております。 〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町一丁目6番15号 明治安田生命備後町ビル8階 電話番号 06-6231-3081

4 株主・株式の状況

当社の発行する株式はすべて普通株式であり、平成24年3月31日現在、発行可能株式総数は160万株、発行済株式総数は40万株、資本金は520億円です。なお、当社の株式は上場されておりません。

1. 基本事項

(1) 定時株主総会開催時期 毎年4月1日から4ヵ月以内に開催します。

(2)事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで

(3) 基準日 定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎年3月31日現在の株主

名簿記載の株主とします。

(4) 公告掲載新聞 東京都において発行する日本経済新聞

ただし、当社の決算公告は、上記による公告に代えて、貸借対照表および損

益計算書を当社ホームページの以下のアドレスに掲載しております。

http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/

2. 株主総会議案等

(1) 臨時株主総会

臨時株主総会が平成24年3月28日(水)に開催されました。 決議事項は以下のとおりです。

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり平成24年3月30日付で、定款について株式譲渡制限条項を新設すること、取締役および監査役の員数上限を撤廃することにつき、承認可決されました。

第2号議案 取締役3名選任の件

本件は、原案どおり平成24年4月1日付で、取締役に新田陽一氏、塩沢和信氏、 荒谷雅夫氏の3氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第3号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案どおり平成24年4月1日付で、監査役に光枝 育氏、河 伸洋氏の2氏が 選任され、それぞれ就任いたしました。なお、河 伸洋氏は社外監査役であります。

(2) 定時株主総会

第16回定時株主総会が平成24年6月29日(金)に開催されました。 報告事項および決議事項は以下のとおりです。

報告事項 第 16 期 [平成 23 年度(平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで)] 事業報告及び計算書類報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり期末配当金を1株につき271円74銭とすることにつき、承認可決されました。

第2号議案 取締役1名選任の件

本件は、原案どおり平成24年7月4日付で取締役に福田 恭一氏が選任され、就任いたしました。

第3号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり監査役に石渡 義和氏が選任され、就任いたしました。なお、石渡 義和氏は社外監査役であります。

3. 株式分布状況および大株主

当社の株主は、明治安田生命保険相互会社の1社のみです。

株主名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所 有 株 式 数 の 割 合
明治安田生命保険相互会社	千代田区丸の内二丁目1番1号	400千株	100%

4. 配当政策

当社は、損害保険会社の社会的使命として、地震その他の異常災害に備え担保力増強のための内部留保の充実に努めつつ、企業価値の向上を企図し、株主に対して可能な限り安定的な配当の実現を目指すことを基本方針としております。以上の基本方針に基づき、当期の配当につきましては、1株当たり271円74銭といたしました。

5. 資本金の推移

(1) 明治安田損害保険株式会社

年月日	資本金	摘要
平成17年4月1日	520億円	安田ライフ損害保険株式会社と明治損害保険株式会社との合併

⁽注) 平成 17 年 4 月 1 日に安田ライフ損害保険株式会社(資本金 220 億円)と明治損害保険株式会社(資本金 300 億円)との合併により資本金が 520 億円となり、その後、平成 24 年 3 月 31 日までの間、資本金の変動はありません。

(2) 旧安田ライフ損害保険株式会社

年月日	資本金	摘要
平成8年8月8日	220億円	

(3) 旧明治損害保険株式会社

年月日	資本金	摘要
平成8年8月8日	300億円	

6. 最近の新株および社債の発行

当社は平成8年8月8日に設立後、平成24年3月31日まで、新株および社債を発行しておりません。

5 役員の状況

(平成24年7月4日現在)

役 名	氏名(生年月日)		略歷	担 当
取締役社長(代表取締役)	福田恭一(昭和24年5月7日)	昭和47年 平成16年 平成24年	(現)明治安田生命保険相互会社入社 蒲田支社長、経営企画部長、取締役経営企 画部長、取締役企画部長を経て 明治安田生命保険相互会社取締役法人業務部 長、常務執行役員、副社長執行役員、取締役 執行役副社長を経て 明治安田損害保険株式会社取締役社長	
取締役副社長	小 林 修	昭和51年	現在に至る (現)明治安田生命保険相互会社入社	収益管理部
(代表取締役)	(昭和26年8月2日)	平成16年	営業企画部部長審議役(商品)、営業企画部 部長審議役(商品開発)、商品部長を経て 明治安田生命保険相互会社検査部上席アクチュアリー検査担当、保険計理人、取締役を経	リスク管理・コンプライアンス部業務監査部
		平成22年	て 明治安田損害保険株式会社取締役副社長 現在に至る	
常務取締役	小島好孝 (昭和27年9月11日)	昭和50年 平成12年	(現)明治安田生命保険相互会社入社 (現)明治安田損害保険株式会社企画部長 兼 新規事業準備室長	損害サービス部 営業管理部 マーケット開発部
		平成13年 平成16年 平成17年	同社企画総務部長 同社取締役企画総務部長 明治安田損害保険株式会社取締役商品業務部 長	
		平成20年	取締役アンダーライティング部長 兼 商品業務部長	
		平成21年 平成22年	取締役アンダーライティング部長 常務取締役 現在に至る	
常務取締役	北 川 正 和 (昭和27年4月26日)	昭和51年 平成16年	(現)明治安田生命保険相互会社入社 明治安田生命保険相互会社契約サービス部部 次長を経て	アンダーライティング部 事務・システム管理部 企画部
		平成20年 平成21年 平成24年	明治安田損害保険株式会社企画部長 取締役企画部長 常務取締役 現在に至る	
常務取締役	浦 和 彦 (昭和29年2月11日)	昭和52年	(現)明治安田生命保険相互会社入社 第二総合法人部法人開発部長 兼 総合法人 開発課長、組織法人開発部長を経て	営業推進部
		平成16年	明治安田生命保険相互会社公法人第三部長、近畿公法人部長を経て	
		平成21年 平成22年 平成24年	明治安田損害保険株式会社営業推進部長 取締役営業推進部長 常務取締役 現在に至る	
取締役	笠 原 孝 祐 (昭和31年2月25日)	昭和53年	(現)明治安田生命保険相互会社入社 山形支社長、群馬支社長、業務部長を経て	マーケット開発部
		平成16年 平成21年	明治安田生命保険相互会社業務部長、福岡支 社長を経て 明治安田損害保険株式会社商品業務部長	
		平成22年	取締役マーケット開発部長 現在に至る	
取締役	新田陽一 (昭和30年6月20日)	昭和53年 平成17年	(現)明治安田生命保険相互会社入社 明治安田生命保険相互会社中部公法人部長、 公法人第四部長を経て	営業推進部
		平成23年 平成24年	明治安田損害保険株式会社営業管理部長 取締役営業推進部長 現在に至る	

役 名	氏名(生年月日)		 略 歴	担当
取 締 役	塩 沢 和 信 (昭和31年6月22日)		(現)明治安田生命保険相互会社入社 (現)明治安田損害保険株式会社総務部長、人事総務 部長を経て	企画部
		平成17年 平成18年 平成24年	明治安田損害保険株式会社市場開発部長 明治安田生命保険相互会社経営管理推進準備室長、 経営管理推進室長、監査委員会事務局上席調査役、 監査委員会事務局長を経て 明治安田損害保険株式会社取締役企画部長	
取締役	重森豊	 昭和49年	現在に至る (現)明治安田生命保険相互会社入社	
以 和 1又	聖林 豆 (昭和24年6月25日)	平成16年	札幌中央支社長、渋谷支社長、銀座支社長、取締役銀座支社長、取締役西日本本部長を経て明治安田生命保険相互会社執行役員大阪本部長、執行役員新市場営業部門長、常務執行役新市場営業部門長、常務執行役	
			代理店営業部門長を経て 明治安田損害保険株式会社取締役社長 取締役 現在に至る	
取 締 役	荒 谷 雅 夫 (昭和36年1月10日)	昭和58年 平成16年	(現)明治安田生命保険相互会社入社 明治安田生命保険相互会社企画部部次長、企画調査 部長、調査部長、融資部長を経て	
		平成24年	運用企画部長 現在に至る 明治安田損害保険株式会社取締役 現在に至る	
取 締 役	相 樂 昌 彦 (昭和33年9月21日)	昭和56年 平成16年	(現)明治安田生命保険相互会社入社 明治安田生命保険相互会社業務部損害保険統括室長、 大阪北支社長、群馬支社長を経て	
		平成23年 平成24年	法人営業企画部長 明治安田損害保険株式会社取締役 現在に至る 明治安田生命保険相互会社執行役法人営業企画部長 現在に至る	
取締役	河 本 茂 (昭和34年5月2日)	昭和57年 平成16年	(現)明治安田生命保険相互会社入社 明治安田生命保険相互会社情報システム部長、宇都 宮支社長を経て	
		平成22年 平成24年	企画部長 明治安田損害保険株式会社取締役 現在に至る 明治安田生命保険相互会社執行役企画部長	
W 1551 - 15			現在に至る	
常任監査役	光 枝 育 (昭和29年1月11日)	昭和51年 平成16年 平成21年	(現)明治安田生命保険相互会社入社 運用管理部長、運用サービス部長を経て 明治安田生命保険相互会社人事部審議役 (現)明治安田アセットマネジメント株式会社監査役	
		平成24年	を経て 明治安田損害保険株式会社常任監査役 現在に至る	
監 査 役	石 渡 義 和 (昭和31年10月1日)	昭和56年 平成20年	(現)明治安田生命保険相互会社入社 明治安田生命保険相互会社コンプライアンス統括部	(社外監査役)
		平成24年	業務改善推進室長 監査委員会事務局長 現在に至る 明治安田損害保険株式会社監査役 現在に至る	
監 査 役	河 伸 洋 (昭和37年9月12日)	昭和60年 平成19年	(現)明治安田生命保険相互会社入社 明治安田生命保険相互会社人事部人事サービスグル ープマネジャー	(社外監査役)
		平成24年	関連事業部長 現在に至る 明治安田損害保険株式会社監査役 現在に至る	

⁽注) 合併前の明治生命保険相互会社と安田生命保険相互会社は、(現)明治安田生命保険相互会社と表記しております。(平成16年1月合併) 合併前の安田ライフ損害保険株式会社と明治損害保険株式会社は、(現)明治安田損害保険株式会社と表記しております。(平成17年4月合併)

6 従業員の状況

1. 従業員の状況および平均給与

(平成24年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
171名	46.2歳	4.6年	7,770,178円

- (注) 1. 従業員数には社外から当社への出向者、嘱託契約の従業員を含み、使用人兼務取締役、休職者、派遣社員を除いております。
 - 2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

2. 研修制度

企業ビジョンに掲げる「働く者すべてが高度な専門性と豊かな業務知識を備え、個人の能力を最大限に 発揮できる会社」の実現を目指し、「能力開発計画」「人材開発プログラム」を策定し、従業員のキャリア形成に努めております。また、公益財団法人 損害保険事業総合研究所主催の損害保険講座等への積極的な参加も勧奨しております。

特に、保険金支払部門においては、査定担当者の育成を図るため、研修計画に基づき、外部講師または、 専門家(医師・弁護士等)を招いた研修を行なっております。また、第三分野商品については、保険金支払 事例の多い疾病を中心に医学的知識の習得に向け、事例研究等を行なっております。

7 その他

以下の取組みにつきましては、平成24年3月31日現在の状況を記載しております。

1. 情報提供活動

当社では、ホームページを開設し、会社概要、取扱商品、サービス、決算情報の紹介などの情報提供活動に努めております。

また、お客さまからのお申し出(ご意見、苦情等)、不服申立件数、付随的な保険金の支払漏れ件数の開示に加え、いち早く「お支払いに該当しない」と判断した件数・事例等の開示を実施するなど、積極的な情報開示に取り組んでおります。

ホームページ: http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/

2. 社会公共活動

当社は「社団法人 日本損害保険協会」(現「一般社団法人 日本損害保険協会」以下「損保協会」といいます)の一員として、次の「社会の安全・安心への貢献事業」に参画しております。 主な取組みは以下のとおりです。

(1)環境問題への取組み

ア、リサイクル部品活用の推進

自動車の利用者に、自動車を修理する際に部品を交換するのではなく、できるだけ補修をすることで 廃棄される部品を減らせることや、交換が必要な場合でも、新品ではなく、リサイクル部品を利用する ことで、廃棄物と同時に製造時に発生するCO2排出量も減らせることを訴えるため、業界統一ロゴを作 成し、チラシや専用ホームページで啓発をしています。

平成23年度は、会員各社自らが社有車の修理に積極的にリサイクル部品を活用することを宣言するとともに、各社毎の取組みを実施したほか、平成23年11月~12月には関係省庁の後援および関連団体の協賛を得て、リサイクル部品活用推進キャンペーン(チラシ配布等による啓発とリサイクル部品の利用状況と満足度アンケート調査)を実施しました。

イ、エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の普及啓発のため、自動車教習所でのビデオクリップ放映、各種リーフレット・ステッカーの作成・交付を行なっています。

ウ. 環境問題に関する目標

損害保険業界では、地球温暖化の大きな原因である二酸化炭素の削減および循環型社会形成に向けた 廃棄物の削減に関する目標を定め、取り組んでいます。

(2)防災・自然災害対策

ア. 地域の防災力・消防力強化への取組み

①軽消防自動車の寄贈

小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国自治体や離島に寄贈しています。

②防火標語の募集と防火ポスターの制作

防火意識の高揚、普及、啓発を目的として防火標語の募集を行ない、入選作品である「全国統一防火標語」を掲載した防火ポスターを制作し、全国の消防署をはじめとする公共機関等に寄贈し、全国各地の防火意識の啓発・PR等に使用いただいております。

③ハザードマップを活用した自然災害リスクの啓発

各市町村作成のハザードマップを通じて、洪水や地震などの自然災害リスクの周知・理解促進を行ない、自然災害に対する備えの重要性を知ってもらう啓発活動を進めています。

イ. 地域の安全意識の啓発

①実践的安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子どもたちが楽しみながらまちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全の施設等を発見してマップにまとめる実践的安全教育プログラムである「ぼうさい探検隊」の普及を通じ、安全教育の促進を図っています。

②地域防災リーダーの育成

大学生が災害時に地域防災リーダーとして活躍してもらうことを目的として、作られた防災ボランティアプログラムの紹介・実践を通じ、地域防災リーダーの育成を図っています。

③幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及 幼児向けに、遊びながら災害から身を守るポーズが学べるカードゲームを作成・普及し、防災意識 の定着を図っています。

(3)交通安全対策

ア. 交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険事業から生じた運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

- ・自動車事故防止対策:若年者向け交通マナー教育拡充事業支援、飲酒運転根絶事業支援 等
- · 自動車事故被害者支援: 高次脳機能障害者支援 等
- ・救急医療体制の整備:救急外傷診療研修補助、ドクターへり体制整備補助等
- ・自動車事故の医療に関する研究支援
- ・適正な保険金支払のための医療研修等

イ. 交通安全啓発活動

①交差点事故防止活動

事故の多い交差点(その付近も含む)での事故防止を目的に、47都道府県単位で事故の多い交差点5ヵ所の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を損保協会のウェブサイトで分開しています。

②自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルールとマナーを解説し、また、事故に備える保険や自転車事故による高額 賠償事例を紹介した冊子「知っていますか? 自転車の事故」や「小学生のための自転車安全教室 ~たのしくまなぶルールやマナー~」を作成して、自転車事故防止の啓発を行なっています。

③シニアドライバーの事故防止活動

シニアドライバーの交通安全啓発の取組みとしてチラシ「シニアドライバーのための交通安全のすすめ」を作成しています。チラシでは、事故が起きやすい場面の例や、交通事故原因を、わかりやすくイラストやグラフで記載しているほか、安全運転力のチェック項目を記載し、「事故防止のためには、自分の運転を客観的に評価し、常に安全運転の基本動作が出来ているか意識することが重要」であることを呼びかけています。

④飲酒運転防止活動

飲酒運転を許さない社会の構築と飲酒運転事故撲滅を目指して、冊子「飲酒運転防止マニュアル」 の作成や講習会への講師派遣、イベント等における啓発展示等の活動を行なっています。

(4)犯罪防止対策

ア. 盗難防止の日(10月7日)の取組み

損保協会では、自動車盗難、車上ねらい、住宅侵入盗難に対する防止啓発を目的として10月7日を「盗難防止の日」と定め、平成15年から毎年、全国47都道府県の約60ヵ所の街頭で損保社員、警察関係者などが盗難防止啓発チラシとノベルティを配布し、盗難防止を訴えています。

イ. 自動車盗難の防止

損保協会では、「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に平成13年の発足当初から民間事務局として参画し盗難対策に取り組み、また、イモビライザ(自動車盗難防止装置)の標準装備や防犯性能の高いカーナビの普及などを実現するため、関係省庁・団体に要望提言を行なっています。

ウ. 啓発活動

犯罪や事故について大人と子どもが一緒に考えることで防犯意識を高めることを目的に「子供を犯罪・事故から守る手引き」を作成しています。また、身近に起こる犯罪対策と防犯活動を取りまとめた「くらしの防犯カルテ」や防犯啓発ビデオも作成しています。

3. トピックス等

(1) 東日本大震災に関する対応について

ア. 損害保険業界としての取組み

平成23年3月に発生した東日本大震災では、地震保険における「被災者の生活の安定に寄与する」という社会的使命を遂行するため、会員各社の枠を超え、損保協会に「地震保険中央対策本部」を設置し、損害保険業界が一丸となり、以下の取組みを進めました。

その結果、損害保険業界全体で平成24年4月2日現在1兆2千億円の地震保険金のお支払いを完了いたしました。

①お客さまへの情報発信の充実

ポスター(約8万枚)やチラシ(約54万6千部)を作成し、被災地域の自治体や避難所等へ掲示・配布を行ないました。また、マスメディアも利用し、会員各社相談窓口の一覧を新聞(18紙)に掲載、損保協会相談窓口のラジオCM(500本)を放送、さらには地震保険金の請求勧奨に関する広告(被災地の地方テレビ局12局)を実施いたしました。

また、福島第一原発事故に伴う警戒地域等を対象とした特例措置を設け、地震保険金のお支払いの 実施については、福島県紙(2紙)により広報をいたしました。

②契約保険会社不明のお客さまへの対応強化

損保協会内に「地震保険契約会社照会センター」を開設し、被災されたため保険証券がお手元にないなどの事情により、地震保険やその他損害保険の契約保険会社がご不明なお客さまに対し、専用のフリーダイヤルやホームページを通じて、ご契約されている損害保険会社の確認を実施いたしました。また、会員各社においても同様に、契約保険会社がご不明なお客さまからの照会に対応いたしました。

③地震保険の損害認定・調査の効率化による保険金支払の迅速化

岩手県・宮城県・福島県の沿岸部地域においては、津波や火災によって広域な地域で被災発生したことから、損保業界で初めて共同調査を実施しました。共同調査では、損害程度を同じくする地域を決定し、航空写真・衛星写真や現場踏査を通じて、壊滅的な被災を受けた地域を「全損地域」と認定しました。全損地域に所在する地震保険契約については、会員各社は損害調査を省略し、迅速に地震保険金額全額をお支払いいたしました。

また、お客さまのご請求にお役立ていただくため、「全損地域」を損保協会ホームページで公表いたしました。

④地震保険金請求手続きの簡素化

地震災害を被った木造建物やその収納家財の損害調査において、現場立会調査に加え、一定の条件に合致する場合には、現場立会調査を省略し、お客さまが撮影された写真等による自己申告に基づく 書面での損害調査を導入いたしました。

また、立入りが規制されている福島第一原発事故に伴う警戒区域等に関しても、自己申告に基づく 書面調査を実施いたしました。

⑤義捐金の寄贈

損保協会は、東日本大震災により被災された皆さまへの支援に役立てていただくため、会員会社 26社からの拠出をうけ日本赤十字社に対して義捐金10億円を寄付いたしました。

イ. 当社の取組み

当社では、被災されたお客さまに対し、保険料のお払込みを猶予する取扱いや保険金支払いにかかるお手続き書類を緩和する取扱いの実施、保険金のお支払い漏れがないよう保険金請求に関するご案内の実施等、適切かつ迅速な対応に全社を挙げて取り組んでまいりました。引き続き、すべてのお支払いが終了するまでお客さま対応を続けてまいります。あわせて、被災地域の復興支援についても、今後もできる限りの支援をしてまいります。

また、当社におきましては、災害発生時に備え、「事業継続計画」を策定しておりますが、東日本大震災の経験をふまえ、本社が機能しない場合における優先業務の検討等「事業継続計画」の見直しに取り組んでおります。

(2)輸出取引信用保険の取扱いを開始

当社の日本国内における取引信用保険販売の経験・実績を活かし、「輸出取引信用保険」を開発し、 平成23年4月より販売を開始しました。ご契約者(輸出者)の輸出取引において、海外のお取引先(輸 入者)の倒産等により販売代金等が回収できずご契約者が損害を被った場合に、保険金をお支払いする 商品です。

4. 業務の代理・事務の代行

当社は、保険業法第98条の規定に基づき、明治安田生命保険相互会社へ損害保険業に係る業務の代理・ 事務の代行を委託しております。

- <業務の代理・事務の代行に関する主なもの>
- ○業務の代理
 - ・保険契約の締結の代理(媒介を含む)
- ○事務の代行
 - ・保険の引受けその他の業務に係る書類等の作成および授受等
 - 保険料の収納事務および保険金等の支払事務
 - ・保険事故その他の保険契約に係る事項の調査
 - ・保険募集を行なう者の教育および管理

5. 旧会社におけるご契約について

当社は、旧安田ライフ損害保険株式会社および旧明治損害保険株式会社にご加入いただいておりましたご 契約に関しまして、満期を迎えるまで責任をもってお引き受けいたします。また、事故に遭われたお客さま への損害サービスに関しましては、完了まで継続して、当社にて万全な対応を行なうよう努めております。

6. 保険会社およびその子会社等の概況

当社は現在、子会社等を有しておりません。



主要な業務の内容

│ 保険のしくみ

1. 損害保険制度

損害保険は、いつ起きるかも知れないさまざまな災害や危険(一定の偶然の事故)に備えて、同じ種類の 危険にさらされている多数の人々が、大数の法則という統計的基礎によって算出された少額の保険料をそれ ぞれ出し合って、万一事故に遭われた場合に保険金を受け取る相互扶助制度です。

この制度により、わずかな負担で大きな補償を得ることができます。

このように損害保険は、その幅広い普及により個人や企業などをさまざまな災害や危険から守り、個人生活の安定や企業経営の安定に大きく寄与する社会的役割を担っています。

2. 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然の事故(保険事故)によって生じる損害を補償することを約束し、ご契約者はそれに応じたものとして保険料を支払うことを約束する契約です。

したがって、損害保険契約は有償・双務契約であり、当事者の口頭の合意のみで有効に成立する諾成契約です。しかし、保険会社は多数の契約を迅速・的確に引き受けるため、通常、保険契約の申込みには一定様式の保険契約申込書を使用し、契約締結の証として、保険証券を作成し交付します。保険証券には保険の対象、補償される事故、保険金額、保険期間などが記載されております。

なお、保険契約は、保険会社から権限を委託された損害保険代理店を通じて締結されるのが一般的です。

3. 再保険について

保険会社が引き受けた保険契約にはさまざまな危険が混在しています。石油コンビナートや大型旅客機などのような巨額の物件に損害が生じたり、個々には小さな物件であっても超大型台風や大地震のような自然災害が発生すれば、その保険金の支払いは巨額に達し、一保険会社で全額を負担することは困難です。

そのため当社では危険の平均化・分散化のために、国内および海外の他の保険会社に一定部分を再保険に出したり(出再)、逆に再保険を引き受けたり(受再)しています。これにより、毎年の損害率の安定(事業成績の安定)と引受能力の補完を図るとともに、数年・数十年に一度という異常自然災害に対しても負担を軽減し、経営の安定に万全を期しております。

なお、出再先の選定にあたっては、出再先の財務健全性を最重視しており、受再契約についても慎重な判断のもとに引受を行なっています。

2 取扱商品

1. 販売商品の一覧

当社では、企業・団体のお客さま向けに独自のリスクソリューション®*提案による事業の安定と、先進の制度提案による団体福祉の充実に貢献するため、以下の商品をご提供しております。

※明治安田損害保険では、「リスクソリューション®」の商標登録(商標登録番号:4629633号)を行なっております。

(1) リスクソリューション®型商品

ア. 取引信用保険

企業間の継続的な取引に基づく売掛債権を対象として、取引先の倒産などによって生じる貸倒れ損失について 保険金をお支払いします。包括的に取引先すべてを対象とすることも、特定事業部の取引先に絞ることも可能 です。また、「輸出取引信用保険」においては、輸出取引に基づく売掛債権を対象とすることができます。

イ. 会社役員賠償責任保険(D&O保険)

会社役員が、その業務遂行のために行なった行為に起因して、保険期間中に株主代表訴訟や第三者訴訟など損害賠償請求された場合に、「法律上の損害賠償金」および「争訟費用」の損害について保険金をお支払いします。

(2)福利厚生制度関連商品

ア. 労働災害総合保険

従業員・所属員が業務上災害により被った身体の障害について、事業主が法定外補償規定や法律上の損害賠償 責任に基づいて従業員・所属員またはその遺族に対して補償金・賠償金等を支払う場合に、その費用・損害に ついて被保険者(事業主)に保険金をお支払いする保険です。大きく分けて二つの補償があります。

①法定外補償保険

業務上災害によって従業員・所属員が死亡した場合や後遺障害を被った場合、あるいは休業した場合に、政府労災保険の上乗せ補償として事業主が支払う補償金について保険金をお支払いします。なお、特約をセットすることにより通勤中の災害についても対象にできます。

②使用者賠償責任保険

業務上災害によって従業員・所属員が死亡した場合や後遺障害を被った場合、あるいは休業した場合に、 政府労災保険や災害補償規定等からの給付を超えて事業主が使用者として負担する損害賠償金等について 保険金をお支払いします。

イ. 団体傷害保険

①全員加入型団体傷害保険

企業・団体がご契約者として保険料を負担し、偶然な事故により役員や従業員・所属員がケガをした際に、 死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いする団体保険です。従業 員・所属員の福利厚生の充実を図るため、保険金受取人を企業・団体とし、災害補償規定に基づいた災害 死亡補償金、災害入院見舞金などの財源にご利用いただくほか、遺族や本人に直接保険金をお支払いする こともできます。

②任意加入型団体傷害保険

企業・団体の従業員・所属員とそのご家族が偶然な事故によりケガをした際に、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いする自助努力制度運営のための団体保険です。加入者が保険料を負担する制度のため、企業・団体にとっては経費をかけずに福利厚生制度を充実でき、また、加入者にとっても職場などで加入できるほか、団体割引制度適用により割安な保険料で加入できるメリットがあります(加入者数 20 名以上の場合)。

ウ. 団体長期障害所得補償保険

①全員加入型団体長期障害所得補償保険

企業・団体がご契約者として保険料を負担し、従業員や所属員が病気やケガにより就業できなくなったとき、 有給制度や健康保険だけでは補えない所得の喪失を長期間にわたり補償する団体保険です。就業できない 状態が続く限り退職年齢等まで補償することが可能であり、福利厚生制度をより充実できます。

②任意加入型団体長期障害所得補償保険

企業・団体の従業員・所属員が病気やケガにより就業できなくなったとき、所得の喪失を長期間にわたり補償する自助努力制度運営のためにご利用いただく団体保険です。補償対象を特定疾病にかかった場合に限定することもできます。加入者が保険料を負担する制度のため、企業・団体にとっては経費をかけずに福利厚生制度を充実でき、また、加入者にとっても職場などで加入できるほか、団体割引制度適用により割安な保険料で加入できるメリットがあります(加入者数 20 名以上の場合)。

工. 団体医療保険(任意加入型)

企業・団体の従業員・所属員とそのご家族が病気やケガにより入院や手術をした際に、入院保険金や手術保険金などをお支払いする団体保険です。加入者が保険料を負担する制度のため、企業・団体にとっては経費をかけずに福利厚生制度を充実でき、また、加入者にとっても職場などで加入できるほか、団体割引制度適用により割安な保険料で加入できるメリットがあります(加入者数 20 名以上の場合)。

(3) その他の主な取扱商品

ア. 企業財物の保険

①普通火災保険(一般)

建物や動産に生じた火災、落雷、破裂・爆発、風災・電災・雪災による損害に加え、臨時に要する費用、 残存物の取片づけ費用(清掃費用等のあと片づけ費用)および損害防止費用などについて保険金をお支払 いします。

②店舗総合保険

店舗、事務所、併用住宅などの建物とその建物内の動産などについて、火災、落雷、破裂・爆発、風災・ 電災・雪災による損害のほか、物体の落下・衝突、水濡れ、騒擾・労働争議、盗難、水災などによる損害 について保険金をお支払いします。

③建設工事保険

ビル、工場建物、住宅などの建物の建築工事や増改築工事に関する保険です。工事の着工から引渡しまでの間に、工事現場で生じる偶発的な事故によって、工事の対象、工事用材料などに損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

④機械保険

機械設備を対象とした保険です。従業員の誤操作・電気的事故・物体の落下など偶然な事故により機械設備が損害を受けたとき、その修理費や再取得費用について保険金をお支払いします。

イ. 賠償責任の保険

①施設所有(管理)者賠償責任保険

工場、事務所、店舗などの各種施設の構造上の欠陥や管理の不備による偶然な事故、またはその施設を拠点としてその内外で行なう業務の遂行中に生じる偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによって生じた損害について保険金をお支払いします。

②生産物賠償責任保険

被保険者(保険の補償を受けられる方)が生産または販売した物(生産物)が他人に引き渡された後、あるいは被保険者が行なった仕事が終了した後、その生産物もしくは仕事の結果によって生じる偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによって生じた損害について保険金をお支払いします。

③請負業者賠償責任保険

ビル建設、道路建設、土木工事などの請負業者が行なう仕事の遂行中に生じる偶然な事故、または請負作業を行なうため被保険者が所有、使用、管理している施設の欠陥や管理の不備による偶然な事故により、 法律上の損害賠償責任を負担することによって生じた損害について保険金をお支払いします。

ウ. 地震保険

居住用建物および家財について、地震、噴火、津波によって生じた火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象が損害を被った場合に保険金をお支払いします。ご希望されない場合を除き各種火災保険とセットで契約し、基本契約の30%~50%に相当する額の範囲内で地震保険金額(他の地震保険契約を含め建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります)を設定します。

(注) 以上は商品の概要をご説明したものです。各保険商品の詳しい内容につきましては、約款等をご覧ください。

2. 主な商品の開発・改定状況

当社において、平成 17 年 4 月以降実施した主な商品(特約を含む)の開発・改定状況は以下のとおりです。

年月		主な商品の開発・改定状況		
平成 17 年	4月	地震保険長期係数の改定		
	7月	労働災害総合保険「業務外補償費用担保特約」等の発売		
	11月	医療保険「疾病入院支援特約」「疾病入院初期費用特約」等の発売		
平成 18 年	8月	傷害保険「地方公務員賠償責任担保特約」の発売		
	10月	火災保険の商品・料率改定		
平成 19 年	4月			
	10月			
		地震保険の料率改定		
		火災保険・地震保険の商品・料率改定		
		傷害保険・新種保険等の商品改定		
	10月	傷害保険の料率改定		
平成 23 年	4月	輸出取引信用保険の発売		
平成 24 年	4月	団体長期障害所得補償保険の商品改定		

お客さまサービス

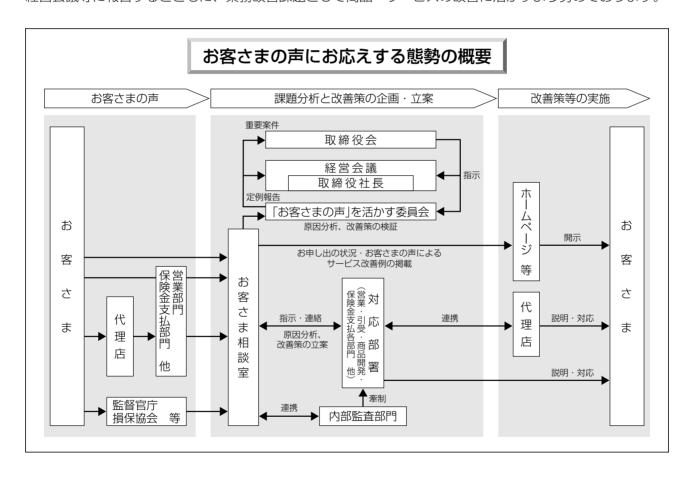
1. お客さまとのコミュニケーションとサービス向上

当社では、「お客さま視点に立った業務運営」を経営上の重要な位置づけとしております。そして、さまざまなお客さまの声の把握を行なうことで各種サービス等の改善に向けた取組みを行なっております。

(1) お客さまの声にお応えする態勢について

当社では、ご契約者および一般消費者からの損害保険全般に関するご質問・ご相談にお応えできるよう「お客さま相談室」を設置しております。

お受けしたお客さまからの苦情等につきましては、お客さま相談室で一元管理し、重要なものについては、 経営会議等に報告するとともに、業務改善課題として商品・サービスの改善に活かすよう努めております。



〈お電話による相談窓口〉

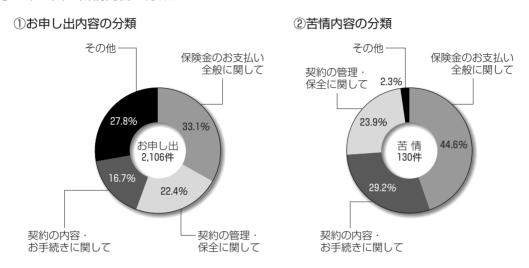
お客さま相談室 **200120-255-400** (平日9:00~17:00)

※夜間・休日につきましては、受付専用となります。 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

(2) お客さまからお申し出のあった苦情等受付状況

平成23年度中に、お客さま相談室がお客さまからお受けしたご相談やお問い合わせなどお申し出の総数は2.106件(うち苦情は130件)でした。

○お申し出・苦情内容の分類



(3) お客さまの声の具現化に向けた取組み

当社に寄せられた苦情等の「お客さまの声」については、原因分析を行なうとともに担当部門にフィードバックし、「お客さまの声」に基づいたサービスの改善に反映させる取組みを推進しております。 平成23年度中に、苦情等「お客さまの声」から取り組んだサービスの改善例は次のとおりです。

お客さまのお申し出事例	改善取組み
女性医療保険特約に関して補償される「女性疾病の範囲」がよくわからない。	女性疾病入院特約と女性疾病手術特約の補償範囲について、 Q&A形式のわかりやすい説明文を「よくあるご質問(女性 疾病)」として当社ホームページに掲載いたしました。
一時払退職者傷害保険の保険証券に手術 保険金に関する記載がない。	毎年の契約内容の通知に手術保険金に関する事項を記載し、 一時払退職者傷害保険のすべてのご契約者さまにお知らせい たしました。さらに、保険証券にも記載すべく対応を進めて います。
整骨院に通院した日数の全額支払いは できないとの通知がきた。医師による治 療が前提であるならば、その旨をパンフ レット等に記載すべきではないか。	ご指摘を頂戴し、「傷害保険では、医師による治療を受ける ことが保険金支払いの条件」である旨の文言をパンフレット に記載いたしました。

<「そんぽADRセンター」について>

当社は、保険業法に基づく金融庁長官 の指定を受けた指定紛争解決機関である 一般社団法人 日本損害保険協会と手続 実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぱADRセンター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行なうことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル (全国共通・通話料有料) 0570-022-808

IP電話やPHSからは下表の直通番号 におかけください。

(受付時間:月~金曜日(祝日、休日および年 末年始を除く)の午前9時15分~午後5時)

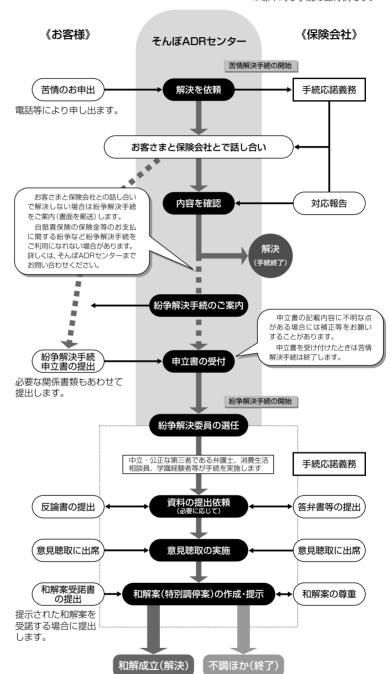
名 称	直通電話
そんぽADRセンター北海道	011-351-1031
そんぽADRセンター東北	022-745-1171
そんぽADRセンター東京	03-4332-5241
そんぽADRセンター静岡	054-333-5051
そんぽADRセンター北陸	076-203-8581
そんぽADRセンター中部	052-308-3081
そんぽADRセンター近畿	06-7634-2321
そんぽADRセンター中国	082-553-5201
そんぽADRセンター四国	087-883-1031
そんぽADRセンター九州	092-235-1761
そんぽADRセンター沖縄	098-993-5951

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(http://www.sonpo.or.jp/)

苦情解決手続および紛争解決手続の主な流れ

※標準的な手続の進行例です。



<「そんぽADRセンター」以外の損害保険業界関連の紛争解決機関>

「一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構」

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行ないます。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。詳しくは、同機構のホームページ(http://www.jibai-adr.or.jp)をご参照ください。

2. リスクソリューション®サービス

当社が提唱する「リスクソリューション®」*1とは、企業が「自社を取り巻くリスクに対して、そのリスクを排除あるいは回避するためにさまざまな方法を講じて、合理的かつ経済的な方法で管理または制御」する手法をいいます。

企業が「リスク・マネジメント」を進めるためには、自社がかかえるさまざまなリスクに対して、

- ①そのリスクが発生しないようにどのような措置を講じることが必要か
- ②また実際に損害が発生した場合どのように対応することが必要か
- 等、さまざまな課題を解決する必要があります。

このようなさまざまな課題に対して、保険商品・サービスによる「解決策(ソリューション)」をご提案していくことが明治安田生命グループの「リスクソリューション®」サービスです。

当社では、日本において、いち早くこの「リスクソリューション®」というサービスコンセプトを打ち出し、平成 11 年 10 月に専門部署を設立しております。そして、当社独自のリスクソリューション®型商品として「取引信用保険」、「会社役員賠償責任保険(D&O保険)」等を開発・販売しています。**2

- ※1 明治安田損害保険では、「リスクソリューション®」の商標登録(商標登録番号:4629633号)を行なっております。
- ※2 商品内容については P.20 を参照ください。

4 約款

1. 約款の位置づけ

保険は目に見えない無形の商品ですから、契約の内容についてしっかりと決めておく必要があります。この取決めが約款です。

したがって約款は、保険契約の主な内容を定める重要な役割を果たし、保険会社、保険契約者、被保険者などの権利・義務の内容を定めており、お互いにこれを守る必要があります。

約款には、保険種類ごとに基本的な保険契約の内容を定めた「普通保険約款」と、個々の契約において「普通保険約款」の内容を一部変更したり、補足する「特約」とがあります。

また、保険契約の内容は保険契約申込書などにも具体的に記載されていますが、保険契約申込書に記載された内容は、契約内容として保険会社、保険契約者の双方を拘束します。

2. ご契約時にご留意いただく事項

保険契約は、保険加入希望者の申込みと保険会社の承諾により成立する保険会社と保険契約者との約束ごとですから、保険のご契約に際しては、普通保険約款・特約の内容について十分説明を受け、また、保険契約申込書の記載内容についても十分確認したうえでご契約いただくことが大切です。

3. 約款に関する情報提供方法

保険のご契約にあたってご留意いただく必要のある事項については、「重要事項説明書」、「ご契約のしおり」、「ご案内」、「普通保険約款」、「特約」などに記載しております。

「重要事項説明書」には、お客さまが保険商品の内容をご理解いただくために必要な情報『契約概要』*1、および保険会社がお客さまに対して注意喚起すべき情報『注意喚起情報』*2について記載し、お客さまへご説明しております。

また、「ご契約のしおり」は主として個人のお客さまを販売対象とする保険種目についてご用意しております。

- ※1『契約概要』: 商品の仕組み、主な支払事由(保険金を支払う場合)、主な免責事由(保険金を支払わない場合)、特約、保険期間、 保険金額、保険料、保険料の払込方法、満期返戻(へんれい)金、契約者配当金、解約返戻(へんれい)金など
- ※2 『注意喚起情報』: 告知義務・通知義務等、責任開始期、主な免責事由(保険金を支払わない場合)、分割保険料の払込時期等、解約と解約返戻(へんれい)金など

5 保険料

ご確認ください。

1. 保険料の収受・返戻(へんれい)

お払込みいただく保険料は原則として、保険をご契約いただくと同時に保険会社が領収することになっており、保険料を領収する前に生じた損害については、保険期間が始まった後でも保険会社は保険金をお支払いできない旨の規定が約款において設けられています。

また、保険料分割払いのご契約についても、定められた時期までに保険料のお払込みがない場合、保険会社は保険金をお支払いできない旨の規定が設けられている場合もありますので、ご注意いただく必要があります。 保険契約が失効した場合や保険契約が解除された場合には、約款の規定に従い保険料をご契約者さまにお返しいたします。ただし、保険契約が失効した場合に保険料をお返しできないときもありますので、約款を

積立保険では、満期を迎えられたご契約者さまに対して、契約時に定めた満期返戻(へんれい)金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定利回りを上回った場合には、契約者配当金を計算してお支払いすることとしております。

2. 保険料率

当社が適用している保険料率には、次のものがあります。

- (1)「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された損害保険料率算出機構が算出し、金融庁 長官に届け出た保険料率(地震保険、自動車損害賠償責任保険)。
- (2) 損害保険料率算出機構が金融庁長官に届け出た純保険料率(参考純率といい、将来の保険金の支払いに充てられる部分の保険料率です)を基礎とし、当社で算出した付加保険料率(保険事業を運営するために必要な社費、代理店手数料などの経費および利潤に充てられる部分の保険料率です)をあわせた保険料率(火災保険および傷害保険の大部分)。
- (3) 当社で算出し、金融庁長官の認可を受け、または金融庁長官に届け出た保険料率(賠償責任保険等)。

6 保険募集

1. 保険の募集とご契約の手続き

損害保険の募集は、通常、(1)損害保険会社の役員・使用人、(2)損害保険代理店(以下、「代理店」といいます)またはその役員・使用人によって行なわれます(現在わが国の損害保険の募集は、その多くが代理店によるものです)。

代理店は、保険会社との間で代理店委託契約を結び保険契約の締結の代理または媒介を行ない、保険料を領収することを基本的業務としています。

ご契約にあたっては、当社または当社の代理店にお申込みいただきます。保険商品の内容についての十分な説明を受け、内容をご確認いただいた後、保険契約申込書へ必要事項を記入し保険料をお払込みいただきます。当社では、お引受けした内容が事実と異なるとき、または定められた時期までに保険料のお払込みがなされないときには、保険金をお支払いできないことがございます。

○契約内容の確認に関する取組みの概要

当社では、平成19年4月より、ご契約をお申込みいただく保険商品がお客さまのニーズに合った内容であることをご契約締結前にお客さまご自身にご確認いただく手続きを実施しております。

具体的には、お客さまに保険商品を適切に選択・加入いただけるよう、書面(以下、「意向確認書面」といいます)による確認手続きを実施しております。

お客さまにはこの「確認手続き」に際し、お時間をいただくことになりますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

当社が主として取り扱う、事業活動に伴い事業者が被る損害を補償する保険商品は、「保険会社向けの総合的な監督指針」では、意向確認書面の適用対象となっておりませんが、幅広く意向確認を実施するため、企業・団体のお客さまにご協力をいただいております。

○クーリング・オフ制度について

保険期間が1年を超える個人契約の場合、ご契約のお申込み後であっても次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(クーリング・オフ)を行なうことができます。この場合、既にお払込みいただいた保険料はご契約者さまにお返しいたします。

- ・ご契約を申込まれた日または重要事項説明書を受領された日のいずれか遅い日から起算して8日以内であれば、所定の要件を満たしていることを前提に、クーリング・オフを行なうことができます。
- ・クーリング・オフをされる場合には、上記期間内(8日以内の消印有効)に当社あてに必ず郵送にてご通知ください。

2. 代理店の役割と業務内容

代理店は、お客さまのニーズを的確に把握し、適切な商品をご提供するなど、お客さまと保険会社を結ぶ 重要な役割を担っています。

代理店は、当社との代理店委託契約に基づき委託された保険種類について、当社を代理して主に次の業務を行ないます。

- 保険契約の締結
- ・保険契約の変更・解約等のお申し出の受付
- ・保険料の領収または返還
- ・保険料領収証の発行および交付ならびに保険証券の交付
- 保険の対象の調査
- 保険契約の維持・管理に関連する事項
- ・保険契約の締結の媒介
- ・保険契約の満期更改業務 等

3. 損害保険代理店制度および募集態勢

保険会社は「保険業法」をはじめその他の法令や、金融庁・管轄財務局の監督に基づき、代理店に適正な保険契約の募集および業務遂行を指導することが求められております。

損害保険代理店制度は、お客さまサービスの充実ならびに代理店の資質の向上等を目的とする制度で、各 損害保険会社が独自の制度を運営しています。

当社においては、法人専門損害保険会社として、お客さまに最適な商品と最優のサービスを提供するために、代理店の高度な業務能力と保険募集における適正な業務遂行を確保するため、以下の代理店教育・管理・指導を行なっていく方針としております。

<代理店登録>

損害保険の募集を行なうことができる者の範囲は、保険業法により「損害保険会社の役員もしくは使用人」と「損害保険代理店またはその役員もしくは使用人」とされています。損害保険代理店は、保険会社と代理店委託契約を結んだ後、内閣総理大臣の登録を受けなければなりません。また、代理店の役員もしくは使用人として保険の募集に従事する者は、内閣総理大臣に届け出る必要があります。

<代理店教育>-

当社の代理店教育は、お客さまのさまざまなニーズにお応えし、充実したサービスを提供できる代理店の育成を主眼としています。損害保険代理店資格試験制度を通じた代理店の知識レベルの確保と向上、各種の情報提供や代理店商品教育・研修の施策を通じた募集コンプライアンス、商品・引受知識、事務・事故対応サポートなど、業務対応力の一層の向上を目指して教育を行なっております。

なお、一般社団法人日本損害保険協会では、平成23年10月以降「損害保険募集人試験」と「商品専門試験」の2つを統合した「損害保険募集人一般試験」を実施し、各社は業界自主ルールとして、その試験の合格を保険募集のための要件(登録・届出要件)としており、当社においても、ルールを遵守した取組みを行なっております。

<代理店管理>-

当社の代理店管理は、お客さまの利益を損なうことがないよう、適正な代理店業務が行なわれることを目的としています。 契約内容・契約取扱状況確認等を通じた適切な代理店管理を行なうとともに、担当者による代理店監査・点検フォローの実 施を通じた代理店業務のモニタリングに努めております。

<代理店指導>

当社の代理店指導は、常にお客さまの立場に立ち、適切な保険販売が行なわれることを目的として実施しております。商品引受、コンプライアンス、事務に関する指導などを通じた代理店の適切な日常業務の定着化を行ない、さらに保険募集・内部事務等においても代理店に対する個別指導を行なうことにより充実を図っております。

<代理店数>

平成24年3月31日現在、当社の委託代理店は590店です。

4. 勧誘方針

当社では、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、以下のとおり「販売・サービス方針」を策定しております。

販売・サービス方針

〈基本方針〉

私たちは、明治安田生命グループの一員として、「お客さまを大切にする会社に徹し、クオリティの高い総合保障サービスを提供し、確かな安心と豊かさをお届けする」という経営理念のもと、常にお客さまに最適な商品と質の高いサービスをご提供することに努めてまいります。

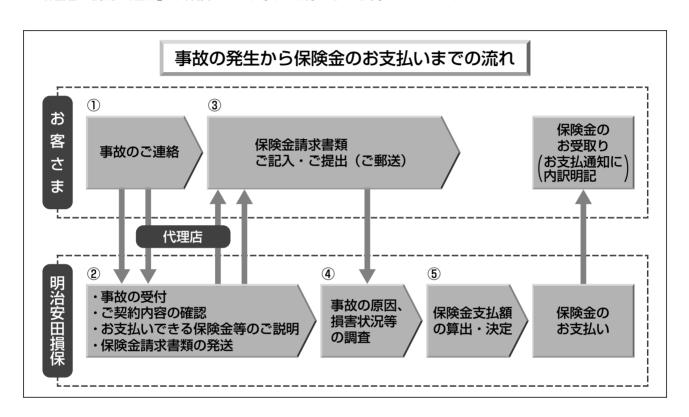
また、高い倫理観に基づいた法令等の遵守(コンプライアンス)を行動の規範とし、保険募集をはじめとする業務の 適正を確保することにより、お客さまの信頼にお応えするよう努めてまいります。

- 1. 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法その他の各種法令等を遵守し、適正な保険販売を心がけてまいります。また、商品をおすすめする際には、お客さまに商品内容についての重要事項を十分にご理解いただけるよう「重要事項説明書」等を用いてご説明いたします。
- 2. きめ細かなコンサルティングサービスにより、お客さまの保険商品に関する知識、加入目的、財産状況等を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に沿った適切な商品をご提案するよう努めてまいります。
- 3. 商品をおすすめする際には、お客さまの立場にたって、販売の方法、場所、時間帯等に配慮するよう努めてまいります。
- 4. お客さまのプライバシーに十分配慮し、販売にあたって知り得たお客さまの情報やご契約内容等の情報については、厳格かつ適正な取り扱いを行なってまいります。
- 5. 万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金の支払いについて「迅速・親切・適正」に処理するよう努めてまいります。
- 6. 適正な販売を確保するとともにお客さまサービスの向上を図るため、社内体制の整備と販売にあたる者の教育・研修に努めてまいります。
- 7. お客さまの様々なご意見・ご要望等の収集に努め、それを商品開発や保険販売に活かしてまいります。

7保険金のお支払い

1. 保険金のお支払いのしくみ

当社では、お客さまが事故に遭われた場合、保険金請求に係わるアドバイスを適切に実施すること等により「迅速・親切・適正」な保険金のお支払いを行なうよう努めております。



①事故のご連絡

事故が発生した場合は、事故の日時・場所・事故の概要などを当社または代理店へご連絡いただきます。

②事故の受付と保険金請求のご案内

お客さまからの事故のご連絡を受付け、ご契約の内容・条件などを確認したうえ、お客さまにお支払い できる可能性のある保険金、お手続きの流れ等をご案内いたします。

③保険金請求書類のご提出

保険金のご請求に必要な書類をお取り揃えのうえ、当社へご提出いただきます。

なお、ご提出いただけていないお客さまに対しましては、当社より定期的にご案内しております。

④事故の原因、損害状況等の調査

ご連絡いただいた事故内容やご提出いただいた保険金請求書類に基づき、損害状況の確認を行ないます。 事故の内容によっては、お客さまの同意を得たうえで、専門の鑑定人や調査機関により事故原因・損害状況・治療の経過などについての確認を行なう場合があります。

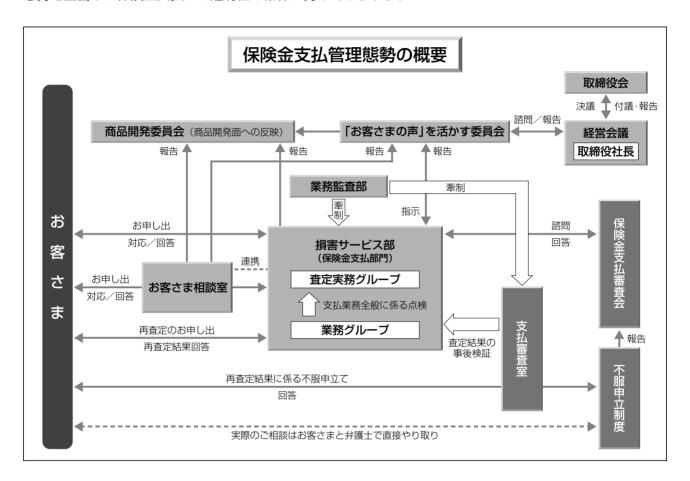
⑤支払保険金の算出とお支払い

上記の調査結果に基づき、保険金額を算出しお支払いいたします。

また、お支払内容につきましては、お支払通知にてご案内しております。

2. 保険金の適切なお支払いへの取組み

当社では、平成19年4月に「支払審査室」、「保険金支払審査会」、「保険金支払に関する不服申立制度」を設置するなど、社内および社外第三者による客観性のある判断に基づく公平・公正な保険金の支払い管理態勢を整備し、保険金支払いの適切性の確保に努めております。



◇支払審査室

保険金支払部門から独立した組織として、保険金支払部門の査定判断の適切性をはじめ、お客さまの 声・目線をふまえた保険金支払業務の事後検証を行なう「支払審査室」をリスク管理・コンプライアンス 部内に設置しております。

◇保険金支払審査会

再査定のお申し出をいただいた場合などの査定結果をお客さまにご回答する前に、その判断の適切性を 検証する「保険金支払審査会」を設置しております。

同審査会は、社内における保険金支払部門以外のメンバーを交え、保険金支払部門以外の視点で査定判断の適切性を検証しております。

◇保険金支払に関する不服申立制度

保険金のお支払いに関する不服のお申し出(再査定結果に係る当社のご説明ではご納得いただけない場合)について、お客さまが直接、社外弁護士に申し立てることができる「保険金支払に関する不服申立制度」を設けております。

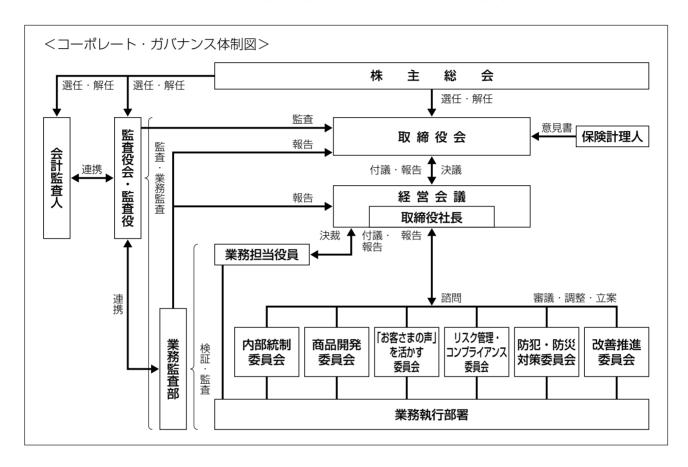
不服のお申し出があった場合は、社外弁護士がお客さまの相談を受け、査定結果ならびにお申し出内容の相違点を法令・約款に照らして法的観点から整理し、論点をご説明するとともに、社外弁護士から必要に応じ、当社に対して再査定を要請いたします。



会社の運営

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、「お客さまを大切にする会社」として、将来にわたり発展を遂げるべく、「経営管理態勢、コンプライアンス態勢の継続整備と実効性確保」を重要な経営課題と位置づけております。経営資源の効率的な活用、適切なリスク管理および相互牽制機能の発揮などにより、経営基盤・態勢の拡充を推進してまいります。



2 内部統制環境の整備

公正で効率的な事業運営を確保し、お客さまをはじめとする社会の信頼と期待にお応えすることは、企業の基本的な責務であります。当社はこのような認識のもと、「お客さまを大切にする会社」を実現するよう、内部統制の充実に努めております。

内部統制とは、企業がその業務を適正かつ効果的に遂行するために、業務・経営に従事するすべての役職 員により実行される、法令等の遵守(コンプライアンス)、リスクの抽出と対応(リスク管理)、財務報告の 信頼性確保および業務の効率化等の取組みをいいます。

当社では、内部統制システムの整備・高度化に関する事項について、体系的かつ組織横断的な視点から検討を行なうことを目的に、経営会議の諮問機関として、「内部統制委員会」を設置しております。

「内部統制委員会」では、内部統制システムの基本方針の策定、財務諸表についての経営責任明確化への対応等について検討しております。

の

運

さらに、リスクの縮減等を目的として、各組織において業務プロセス上想定されるリスクとそのコントロール状況を文書化し、自らが評価する「見える化(業務可視化)」に取組んでおります。この取組みによって把握した業務プロセスならびにそのリスクとコントロール状況をもとに、リスク発生の未然防止・縮減を図ってまいります。

また、以下の内部統制システムの基本方針を適切に実施するため、内部統制システムの整備を継続的に推進するとともに、各組織の内部管理自己点検を小まえた適切な内部監査を実施してまいります。

内部統制システムの基本方針

当社は、明治安田生命グループの「お客さまを大切にする会社に徹し、クオリティの高い総合保障サービスを提供し、確かな安心と豊かさをお届けする」という経営理念のもと、明治安田生命の生命保険事業とのシナジー効果を発揮して、特色のある付加価値の高い保険サービスをご提供することにより、お客さまから信認される損害保険会社を目指し、これらの実現のために内部統制システムの基本方針について、下記のとおり定める。

I. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(行動憲章、コンプライアンス基本規程)

当社は、コンプライアンス(法令等遵守)に係る基本方針・遵守基準である「行動憲章」および基本的事項を定めた「コンプライアンス基本規程」を制定し、明治安田生命のグループ会社として、コンプライアンスを推進する。(コンプライアンス誓約書、コンプライアンス・マニュアル)

当社は、全取締役がコンプライアンス誓約書を取締役社長に提出し、コンプライアンスの推進を誠実かつ率先垂範して取り組む。あわせて、コンプライアンス・マニュアルを取締役および使用人に保持させることにより、周知徹底する。

(コンプライアンスに関する委員会・取締役の基本姿勢)

当社は、経営会議の諮問機関として、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置する。リスク管理・コンプライアンス担当取締役を委員長とし、全所属の長および関連する取締役等においてコンプライアンス推進にかかわる重要な事項等に関して審議する。取締役はその審議をふまえ、実効性の高いコンプライアンス態勢を構築・維持する。なお、重要事項については経営会議、取締役会に報告する。

(コンプライアンス統括部署・法令遵守責任者等)

当社は、コンプライアンスに関する事項を一元管理する部署としてリスク管理・コンプライアンス部を設置するとともに、各所属におけるコンプライアンスの推進およびコンプライアンス違反(懸念)事象が発生した場合に対応するため、全所属に法令遵守責任者・法令遵守担当者を配置する。

(コンプライアンス・プログラム)

当社は、コンプライアンス態勢を推進するため、具体的な実践計画(コンプライアンス・プログラム)を全社・本社各部ごとに策定し、リスク管理・コンプライアンス部がその計画内容および実施状況の検証・指導を行なう。

(コンプライアンス違反(懸念)事象発生時の対応)

当社は、コンプライアンス違反(懸念)事象が適切にリスク管理・コンプライアンス部および取締役会等に報告されるよう、法令遵守責任者・内部通報窓口等を通じた報告体制を構築し、あわせて明治安田生命の設置する内部通報窓口をグループとして利用する。報告された事象については、適切な調査を行ない、分析に基づいて改善に向けた取組みを行なうとともに、コンプライアンス違反については規程に基づき厳正に対処する。

(反社会的勢力への対応)

当社は、反社会的勢力による不当要求等への対応については、事案発生時の報告および対応に係る規程等の整備を行ない、反社会的勢力には警察等関連機関、明治安田生命とも連携し毅然と対応していく。

Ⅱ.業務の執行の適正を確保するために必要な体制

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(情報の保存および管理に関する規程)

当社は、取締役の意思決定、および職務執行に係る情報(取締役会、経営会議等、各種会議の議事録および資料等)について、「情報管理基本規程」等に基づいて適切に管理し、「文書保存期間規程」に従い適切に保存および管理を行なう。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(リスク管理基本規程)

当社は、会社の行なう業務全般に係る諸リスクを適切に管理することが、健全かつ適切な業務運営の確保に資するとの認識のもと、リスク管理を最も重要な経営上の取組みのひとつと位置付け、取締役会がリスク管理態勢を構築し、その有効性・適切性を維持するための基本的事項を定めた「リスク管理基本規程」を制定するとともに、リスク管理基本方針を定める。

(リスク管理に関する委員会)

当社は、経営会議の諮問機関として、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、各種リスク管理の方針等に関する審議等を行ない、重要事項については経営会議、取締役会に報告する。

(リスク管理統括部署、リスク管理責任者等)

当社は、全社的なリスク管理態勢の整備・推進を行なう部署としてリスク管理・コンプライアンス部を設置するとともに、各所属におけるリスク管理態勢を推進するため、全所属にリスク管理責任者・リスク管理担当者を配置する。

(リスク管理態勢・方針)

当社は、金融サービス業におけるプリンシプル、保険会社向けの総合的な監督指針、金融コングロマリット監督 指針、保険検査マニュアル等をふまえ、当社固有のリスクを十分認識したうえで、種類別および組織別のリスク管 理態勢、ならびに統合リスク管理態勢を整備する。また、社会情勢やお客さま等利害関係者の期待が変化・進展す ることを十分認識し、リスク管理態勢・方針を必要に応じ見直す。加えて、危機が発生した場合の迅速な対応を行 なうための体制を整備する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

(職務権限規程・経営会議)

当社は、「組織職制規程」および「職務権限規程」により、取締役の権限および責任の範囲を適切に定め、あわせて取締役への報告ルールを定めることで、取締役が効率的に職務執行する体制を確保する。また、経営上重要な事項については、経営会議における協議を行ない、そのうち、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、取締役会での審議を経て決定を行なう。

(中期経営計画の策定)

取締役等は、「経営計画規程」に基づき体系的に策定された中期経営計画および年度経営計画に基づいて、職務の執行を行ない、その状況を定期的に検証する。

4. 財務報告の適正性を確保するための体制

(代表者確認)

当社は、経理関係規程に基づき適正な財務報告が行なわれるよう、代表者確認に関する規程・基準を制定し、必要な体制を整備する。

5. 相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(グループにおける管理規程)

当社は、明治安田生命が定めた「関連会社管理規程」に基づき、明治安田生命との間で業務運営に関する「覚書」を締結し、企業集団として取り組むべき業務運営態勢、コンプライアンス・リスク管理態勢の整備に努める。

(グループにおける内部統制)

当社は、リスク管理、コンプライアンス体制およびお客さま対応体制を一元的に管理する統括部署として、リスク管理・コンプライアンス部を設置し、明治安田生命グループの統括部署との連携を図りつつ、内部統制の実効性を高める。

(不適切な取引への対応)

当社は、明治安田生命グループ間取引に際し、アームズ・レングス・ルールに抵触する取引等を含めた不適切な取引の発生防止に努める。

(モニタリング)

当社の内部監査部門等は、当社および明治安田生命グループ各社で当社の業務を委託している先に対する内部監査を定期的に実施し、その結果を被監査部署・被監査会社に通知し、指摘事項に対する改善策の立案を求め、改善策の進捗状況を定期的に確認するとともに、当社の取締役等に適宜状況を報告する。

また、当社は、明治安田生命の「関連会社管理規程」に基づき、明治安田生命の内部監査部門等の内部監査を定期的に受け、指摘事項に対する改善策を報告する。加えて、明治安田生命の役職員等を非常勤監査役として配置することで、グループ会社の健全性確保の検証に努める。

の

運

(グループ会社における健全性等に影響を及ぼす可能性がある事象についての報告体制)

グループ会社において生じ得る不祥事件等が、当社やグループ各社の健全性等に影響を及ぼす可能性があるとの 認識に基づき、重大な不祥事件等が生じた場合、その影響のグループ各社への波及性を検証のうえ、速やかに明治安 田生命に報告する体制を整備する。

Ⅲ、監査役の職務の執行のため必要な体制

1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人 の取締役からの独立性に関する事項

(監査役、監査補助者)

当社は、監査役が、監査の実施上必要がある場合は、取締役と協議のうえ、内部監査部門に所属する使用人を監 育補助者とすることにより、他の取締役からの指揮命令を受けずに監査役を補助する組織・要員を確保する。

(内部監査部門への要員配置)

内部監査部門には、監査が実効的に行なわれるために、それに必要な知識能力を備えた使用人を継続的に配置 する。

(独立性の確保)

監査補助者および監査の対象とされた部門に所属する使用人は、取締役からの独立性の確保に留意し、監査に関 しては、監査役の指揮命令を受ける体制とする。

2. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制 (監査役への報告)

当社は、以下の事項を中心に、重要会議への監査役出席、代表取締役等と監査役との定期的な意見交換機会の確 保、その他取締役および使用人から監査役への個別報告を通じ、監査役への適切な報告体制を確保する。

- ①当社の事業の状況、業務および財産の状況
- ②内部統制システムの構築状況および運用状況
- ③苦情の処理およびグループとして利用する内部通報制度の利用の状況
- ④監査役が必要と認めるグループ各社への委託業務に係る業務遂行状況および内部監査等の実施状況
- ⑤その他監査役が監査上報告を受けることが必要と認める当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項
- 3. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(内部監査部門との連携)

当社は、監査役が当社の業務および財産の状況の調査その他の監査職務を遂行するにあたり、内部監査部門等か ら監査等の結果の報告を受けるとともに、必要に応じ内部監査部門に対して調査を求める等、内部監査部門との緊 密な連係を保ち、効率的な監査を実施するための体制を確保する。

(文書・規程類等重要な記録の確認)

当社は、監査役が所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ保存および管理 されているかを調査し、監査を実効的に行なうための体制を確保する。

当社は、上記の内部統制システムの基本方針を適切に実施するため、経営会議の諮問機関として内部統制委員会を設置 し、内部統制システムの整備を継続的に推進するとともに、各組織の内部管理自己点検をふまえた適切な内部監査を実施 する。

3 リスク管理体制

○リスク管理方針

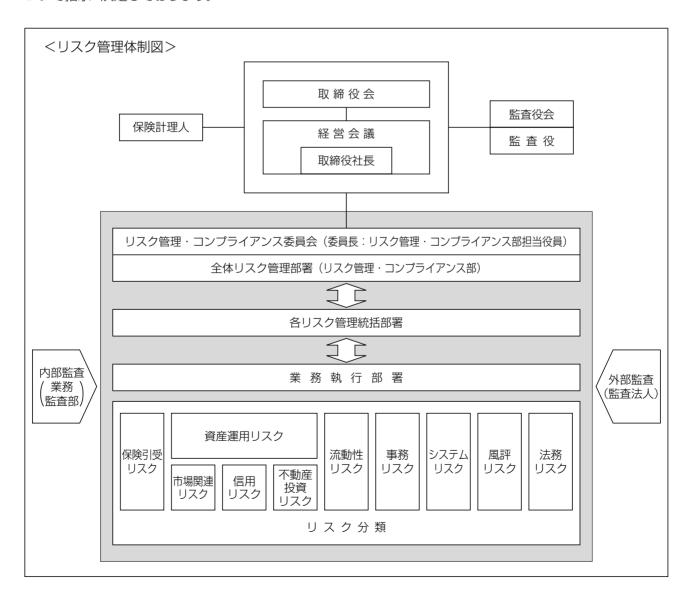
損害保険会社が抱える経営リスクが多様化・増大化するなか、リスク全般の把握とその管理体制の強化が 経営の重要課題となっております。

こうした状況に鑑み、当社ではリスク管理への取組みを重要な経営課題と位置づけ、各種リスクを分類・ 体系化し、リスク管理の強化に努めております。今後とも、リスク管理への取組みに注力し、健全な事業運 営を維持・確保することで、お客さまの信頼にお応えしてまいります。

○リスク管理体制

当社では、各種リスクに対し統括部署を定め管理するとともに、リスク全般を統括管理する「リスク管理・コンプライアンス委員会」を社内に設置し、各部署間の相互の連携・チェックに基づいた、より実効性のあるリスク管理へ向けた検討を行なっております。

また、取締役会および経営会議では、定期的に「リスク管理・コンプライアンス委員会」における取組みについて報告を受け、経営に重大な影響を与えるリスク情報等を把握・確認するとともに、必要な対応策について指示・決定しております。



○統合リスク管理への取組み

当社では、会社の経営方針の実現に向け、重要なリスクを総体的に把握し、事業全体としてリスク管理を 行なう観点から、それぞれのリスクの特性に応じて、定量的あるいは定性的にリスクを把握・評価したうえ で、その状況につきリスク管理・コンプライアンス委員会等に報告することとしています。また、統合リス ク管理の精度向上に向けて、継続的な検討・研究を行ない、統合リスク管理態勢の段階的な整備に取り組 んでいます。

○リスクの種類と管理への取組み

当社では、損害保険事業に係るリスクを次のように分類し、それぞれのリスクの特性に応じた対応を行なっています。

(1)保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が 保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被 るリスクをいいます。

当社では、保険事故の発生状況、金利動向・経済情勢等をふまえつつ、保険商品の収支状況の分析、将来収支予測等を実施してリスクの把握に努めるとともに、リスクの特性・規模に応じた諸準備金の積立て、再保険手配を実施しています。あわせて保険の引受にあたっては、リスクの特性に応じ設定された引受基準を厳正に運用しています。

○再保険の方針

出再については、お引き受けした契約に係るリスクを 調査・分析し、損害額が常に当社の担保力の範囲内に収 まるよう、再保険を手配することとしています。

また、数年・数十年に一度という異常自然災害に対しても、確率的手法によるリスク計量化により予想損害額を推定し、異常危険準備金の積立状況を勘案のうえ、集積再保険カバーを手配しています。

出再先の選定にあたっては信用力を最重視し、財務健全性に係る情報を常に注視しつつ取引を実施しています。

受再については、原則として日本国内のリスクに限定 し、リスクを精査して慎重な判断のもとに引受を行なっ ています。

(注) 再保険のしくみについては、P.19を参照ください。

(2) 資産運用リスク

ア. 市場関連リスク

市場関連リスクとは、金利・株価・為替レート等が変動することにより運用資産の価値が下落して損失を被るリスク、あるいは市場の混乱等を起因として不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、市場関連リスクの管理にあたっては、運用 資産の残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、限度枠を設定することにより損失を一定範囲 に収めるよう努めています。さらに、通常の予測を超え た急激な市場変動が発生する事態も想定して、当社では VaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、ストレステストを定期的に行なっています。具体的には、過去の経済危機等の相場急変時や、市場環境見通しの中で想定される最悪のリスクシナリオに基づき、現在保有している運用資産ではどの程度の損失額が発生するかを試算し検証しています。

イ. 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスクをいいます。

当社では、個別取引ごとにリスクを慎重に見極め、安全性・健全性が高いと判断される対象先に限定して投融資を行なうとともに、保有資産全体の安全性・健全性に鑑み、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう運用先の分散を図っています。とくに一定額以上の投融資や重要度の高い案件については、経営会議等で検討のうえ、決裁する体制となっています。また、個別信用供与先の適切な管理のため、信用供与先の信用力について把握・分析を継続的に行ない、適切なリスク管理に努めています。

ウ. 不動産投資リスク

不動産投資リスクとは、賃貸料等の変動等を要因として不動産にかかる収益が減少する、または市況の変化等を要因として不動産価格自体が減少し、損失を被るリスクをいいます。

当社では、土地の含み損益、利回り、賃料・空室率等の不動産投資リスクの状況を把握し、一定の基準を下回る不動産に対しては適切に対処することとしています。

(3)流動性リスク

流動性リスクとは、資金繰りが悪化し、資金の確保のために通常よりも著しく低い価格で資産の売却を余儀なくされることにより、損失を被るリスクをいいます。

当社では、大口の資金移動に関する情報収集・分析を行ない、適切な資金繰り管理に努めるとともに、大規模災害発生時の資金確保態勢にも留意し、資金調達のための資産の流動化が円滑に行なえるよう、常時取引環境等を注視しています。

○資産・負債の総合的管理について

積立保険等の保険負債について、当社では、その特性に即した安定的な資産運用がはかられるよう、資産・負債の総合的管理に努めております。具体的には、主たる投資対象である公社債を中心に、金利リスク、信用リスク、償還バランス等を随時把握・管理し、資産運用リスクを一定範囲にコントロールするとともに、将来キャッシュフローの分析を実施しております。

(4) 事務リスク

事務リスクとは、正確かつ迅速な事務を怠ること、正当な理由なく事務処理を放置、長期遅延させること、あるいは事故・不正等を引き起こすことにより、当社またはお客さまが損失を被るリスクをいいます。

当社では、各業務分野について、事務手順・ルール等に 関するマニュアル等の整備を行なうとともに、所属部署に おける自己点検や業務監査部による内部検査等を通じ、事 務の改善、事務水準の向上に努めています。なお、事務リ スクを含む各種リスクの縮減等を目的として、「内部統制 委員会」のもとに「見える化部会」を設置し、業務プロセ スの検証ならびに業務プロセス上想定されるリスクの顕在 化と対応策の検討を行なっています。

(5) システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い、当社またはお客さまが損失を被るリスクおよびコンピュータが不正に利用されることにより、当社またはお客さまが損失を被るリスクをいいます。

当社では、「システムリスク管理規程」や「個人データ 等安全管理措置基準」等を定め、リスクの低減に努めてい ます。

また、「コンピュータシステム停止時の緊急時対応計画」 を定め、大規模地震等、広域災害などによる不測の事態に 対応できるよう体制整備を行なっています。

(6) 風評リスク

風評リスクとは、当社または損害保険業界に関する悪評・信用不安情報等が、マスコミ、インターネット等の媒体を通じご契約者さまや社会に広がり、当社の業績に悪影響が生じること等により、当社および明治安田生命グループが損失を被るリスクをいいます。

当社では、インターネット、新聞、雑誌等の媒体を通じて、風評情報を把握する体制を整備しています。

把握した風評情報が当社および明治安田生命グループに 悪影響をおよぼす懸念があると判断した場合には、風評リスクを軽減・回避するために、風評リスクの管理・対応を 明記した「風評リスク管理規程」等に基づき、迅速かつ的 確な対応策を講じる態勢をとっています。

(7) 法務リスク

法務リスクとは、当社が、法令に抵触することにより、 法令上の責任を問われること、または当社が合理的な理由 なく会社にとって著しく不利益な契約等を締結することに より、当社が損失を被るリスクをいいます。

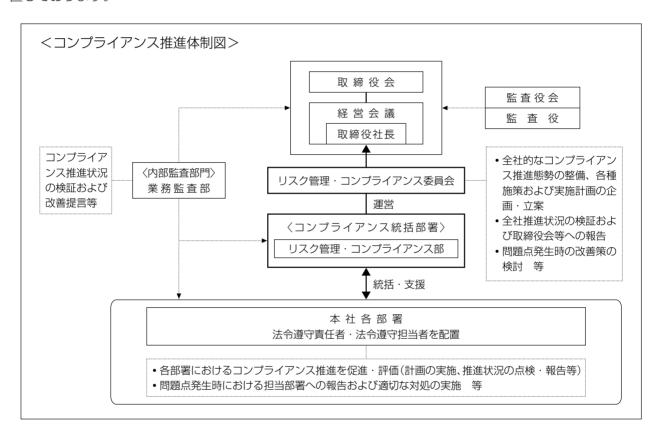
当社では、法務リスクがあらゆる業務において潜在する との認識のもと、法務リスクの発生防止を図るとともに、 法務リスクの発生時には、損失を最小に抑えるよう態勢整 備を行なっています。

法令等遵守体制

当社では、損害保険事業の高い公共性に鑑み、法令等遵守(コンプライアンス)を経営の基本に位置づけております。

そして、法令等遵守に関する実行計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定し、全社を挙げて の取組みを推進しております。

また、法令等遵守の推進にかかわる基本方針、重要な規程等の改正、取組み状況等に関して審議し、より 実効性の高い法令等遵守体制の構築に資するための機関として、リスク管理・コンプライアンス委員会を設 置しております。



1. 行動憲章

当社ではコンプライアンスを推進するため、コンプライアンスに関する企業行動の基本方針として「行動憲章」を、役職員の行動指針・遵守基準として「職務遂行基本ルール」を策定しております。具体的には、法律はもとより、社会の良識や常識、慣行を含めた社会一般・株主・消費者が求めるルールに適った企業行動が求められており、こうした要請に積極的に対応したものであります。

行動憲章

私たちは、明治安田生命グループの役職員として、お客さまや社会からの期待に応え確固たる信頼を得るために、日常の行動や考え方の基準となる「行動憲章」を定めます。職務遂行の際にはこれらを常に意識するとともに、教育・研鑽による知識およびマナーの向上に努め、お客さまを大切にする会社の実現に取り組みます。

1. 適正な職務遂行とお客さまサービス

私たちは、忠実かつ誠実に職務を遂行するとともに、お客さまを大切にする会社として、ベストな商品とサービスを提供し、お客さま満足度の増大に努めます。

2. 公正かつ自由な競争

私たちは、公正かつ自由な取引・競争を通じて、生活・経済の向上および発展に貢献します。

3. お客さまや社会とのコミュニケーションの推進

私たちは、経営の透明性を高めるため、経営情報を適切に開示するとともに、お客さまの声を大切にし、適切に業務に反映します。

4. リスク管理の徹底

私たちは、お客さまに対する責務を確実に果たしていくため、リスク管理態勢を整備し、その検証と継続的な改善に取り組み、適切なリスク管理に努めます。

5. 法令等の遵守

私たちは、お客さまと社会の信頼を確保していくため、法令をはじめとする社会的ルールを遵守し、企業倫理を堅持します。

6. お客さま等に関する情報の厳正管理

私たちは、お客さまに関する情報等、会社が保有するすべての情報を厳正に管理し、その保護を徹底します。

7. 社会貢献と環境への取組み

私たちは、お客さまとともに暮らす社会の健全かつ持続的な発展に努め、社会貢献や環境保全活動に積極的に取組みます。

8. 人権等の尊重

私たちは、お客さまはもとより、社会の一人ひとりの人権を尊重します。

9. 反社会的勢力への対応

私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然と対応します。

10. 良好な職場環境の維持

私たちは、職員一人ひとりの人権および個性を尊重するとともに、安全で働きやすい職場環境を維持します。

11. 違反行為の防止と説明責任の遂行

私たちは、法令等の遵守体制を確実に機能させていきます。万一、本憲章に反し、お客さまや社会に影響を及ぼす事態が生じた場合には、原因究明と再発防止を徹底するとともに、迅速かつ的確な情報公開を行ない、責任を果たすよう努めます。

2. コンプライアンス・マニュアル

当社の法令等遵守に関する基本方針および運営等を定めた「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、 社内徹底を図ることにより、法令等遵守を重視する企業風土の醸成に努めております。

○保険募集における法令等遵守への取組み

保険募集におけるコンプライアンスに関するマニュアルを作成し、代理店に対し法令等遵守を徹底しております。また、適正な商品販売をお客さまにお約束するものとして「販売・サービス方針」を公表しております。

3. 社外・社内の監査・検査体制

○社外の監査・検査体制

当社は、社外の監査として、会社法等に基づく会計監査人(有限責任 あずさ監査法人)の会計監査を受けております。また、保険業法の定めにより金融庁検査局および財務省財務局の検査を受けることになっております。

○社内の監査・検査体制

当社では社内の監査・検査体制として、監査役が行なう監査と、業務執行の各部門から独立した内部監査部門による社内検査等があります。

各部門の内部管理態勢などについての、適切性・有効性・効率性等を検証し、問題点の指摘および改善に向けた提言を行なう内部監査部門として、業務監査部を設置しております。

業務監査部は、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢など内部統制機能の発揮状況に重点をおいた検査 および保有資産の健全性確保のための資産自己査定に対する監査等を実施しております。検査の対象は、営 業部門・保険金支払部門をはじめ本社内のすべての部門および業務委託会社(一部の大規模代理店を含む) としております。さらに各部門は内部管理の一環として定期的に自己点検を実施しており、自己点検の実施 状況についても、検査時に検証しております。また、代理店に対しては、代理店監査を実施しております。

監査・検査結果については、問題点の指摘および改善提言を行ない、各部門にフィードバックするとともに、定期的に経営陣に報告しております。また、指摘事項に対する改善計画および改善状況について各部門から報告を求め、改善状況のフォローアップを実施しております。監査・検査の着実な実施により、コンプライアンスの遵守・リスク管理の強化およびこれらを通じたコーポレート・ガバナンスのいっそうの高度化に努めております。

4. 個人情報の保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)

当社では、お客さまからお預かりする情報を厳正に利用、保護するため、「個人情報の保護に関する法律 (個人情報保護法)」およびその他関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、一般社 団法人 日本損害保険協会の策定する「損害保険会社に係る個人情報保護指針」等をふまえた社内管理態勢 の整備に取り組んでおります。具体的には、「個人情報の保護に関する基本方針」を定めるとともに、当社 ホームページでこれを開示しております。また、個人情報の保護・管理に係る社内規程および組織体制の整 備、社内教育・研修を行なうなど、全社的な取組みを推進しております。

個人情報の保護に関する基本方針

明治安田損害保険株式会社(以下、「当社」といいます)は、お客さまの個人情報を適切に取り扱うことが大切な社会的 青務と認識し、お客さまの個人情報の保護に万全を尽くしてまいります。

1. 取組方針

当社は、「お客さまを大切にする会社」の実現を目指し、個人情報の取扱いに関し、お客さまからお預かりしている大切な情報の適正な利用と保護に努めます。

当社は、事業活動の特性をふまえ、個人情報の取扱いに関し、その重要性を認識し、継続的な個人情報の管理態勢の改善に努めます。

当社は、お客さまからの個人情報の取扱いに関するお問い合わせおよびお申し出について、適切かつ迅速に対応することに努めます。

当社は、個人情報の取扱いに関する法律など関係法令等を遵守いたします。

2. 個人情報の定義

当社では、個人情報を以下のように定義しています。

個人情報とは、個人に関する情報であり、当該情報に含まれるお名前、生年月日等により個人を特定できるものをいいます。

3. 個人情報の種類

保険契約のお引き受け等に必要な情報として、お客さまのお名前・住所・生年月日・性別・健康状態・職業等をご提供いただいております。また、当社が提供する各種サービスに関連し、必要な情報のご提供をお願いする場合があります。

4. 個人情報の取得方法

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

具体的には、主に申込書・契約書・アンケートにより、お客さまに関する情報を取得することに加え、キャンペーン等の実施により、はがき等で情報をご提供いただく場合があります。

また、各種お問い合わせ、ご相談およびお手続き等に際して、お客さまとのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実等、当社の利用目的の達成に必要な範囲で録音させていただくことがあるとともに、当社窓口などでの応対につきましては、防犯等の観点から録画させていただくことがあります。

なお、お客さまの情報の取得にあたっては、個人情報の保護に関する法律・保険業法・その他法令等に照らし、適正 な方法で行なうこととします。

5. 個人情報の利用目的

当社は、お客さまに関する情報を、必要に応じ、以下の目的で利用させていただきます。これらの利用目的は、当社ホームページおよびディスクロージャー誌等に掲載するほか、お客さまから直接書面等にて情報をご提供いただく場合に明示いたします。

- ・各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金等のお支払い
- ・当社が有する債権の回収
- ・再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理(注1)
- ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- · その他保険に関連・付随する業務

利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、当社ホームページ等により公表します。

また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

(注 1) 当社が提供する各種商品・サービスの詳細および個人情報の利用目的における関連会社・提携先企業については当社ホームページ等をご覧ください。

6. 個人情報の提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・法令により必要とされる場合または提供が認められている場合
- ・人の命、身体または財産の保護のために必要とされる場合
- ・公共の利益のために必要とされる場合

運

- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ・関連会社・提携先企業との間で共同利用を行なう場合(注2)
- ・損害保険会社等の間で共同利用を行なう場合(注3)
- ・国土交通省との間で共同利用を行なう場合(注4)

なお、当社は、主に以下の場合に、ご本人の同意を得たうえで、第三者に個人データを提供することがあります。

- ・医療機関等の関係先に業務上必要な範囲内で提供する場合
- ・再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
 - (注2) 関連会社・提携先企業との共同利用について

当社および関連会社・提携先企業は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で次の条件のもと、個 人データを共同利用します。

- (1) 個人データの項目:住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内 容および保険事故に関する内容等、お客さまとのお取引に関する情報
- (2)管理責任者: 当社

※個人情報の共同利用における関連会社・提携先企業については当社ホームページ等をご覧ください。

- (注3) 損害保険会社等の間での共同利用について
 - (1) 損保業界の情報交換制度

当社は、各種保険契約のお引き受けまたは保険金の請求に際して行なわれる不正行為を排除するために、損害保険会社等 との間で、個人データを共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で、 個人データを共同利用します。

詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページまたは損害保険料率算出機構のホームページをご覧 ください

(2) 代理店等情報の確認業務

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者 にかかる個人データを共同利用します。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人 日本損害保険協会が実 施する損害保険代理店試験の合格者等の情報にかかる個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(注4) 原動機付自転車・軽二輪自動車にかかる無保険車防止のための「国土交通省への自賠責保険のデータ提供」について 当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間 が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関 する個人情報を国土交通省へ提供し、同省を管理者として同省との間で共同利用します。 詳細につきましては、国土交通省のホームページをご覧ください。

7. 個人データの取扱いの委託

当社は、当社内および当社と関連会社・提携先企業(注5)間等の配送、各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持 管理、保険金等のお支払いにかかる事務・付随する業務、各種サービスのご案内・提供にかかる業務、個人情報を取 り扱う情報システムの保守等の業務の全部または一部を委託する場合は、個人情報の安全管理が図られるよう適切に 監督いたします。

(注5) 個人データの取扱いの委託における関連会社・提携先企業については当社ホームページ等をご覧ください。

8. 情報の開示・訂正等

個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請 求については、当社ホームページおよびディスクロージャー誌等に掲載する「お問い合わせ窓口」までお問い合わせ ください。

当社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手 続を行ない、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をい

当社が必要な調査を行なった結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変 更させていただきます。

9. 情報の管理

お客さまに関する情報は、正確かつ最新の内容を保つよう常に適切な措置を講じております。また、お客さま情報へ の不正なアクセス、個人情報の紛失、漏洩、毀損等の危険に対して必要な対策を講じるように努めております。さら に、従業者、委託先に対して必要かつ適切な監督を行なっております。

また、当社ではお客さまに関する情報の保護・管理強化に向け、情報管理を統括する部署および「リスク管理・コン プライアンス委員会」を設置し、全社横断的な取組みを推進しております。

10. センシティブ情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則等に基づき、政治的見解、信教(宗教、思想および信条をいう。)、労働組合への加盟、人 種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活ならびに犯罪歴に関する個人情報(以下、「センシティブ情 報」といいます。)を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行ないません。

- ・保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に 関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・法令等に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する 必要がある場合

11. 個人情報に関するお客さまからのお申し出

お客さまからの個人情報の取扱いに関するお問い合わせおよびお申し出について、お申し出窓口を設置し、適切かつ迅速に対応いたします。

12. 個人情報の保護に関する基本方針の見直し

本方針は、適切な個人情報の保護を実施するため、環境の変化等をふまえ、継続的に見直します。

お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関するご照会・ご相談、苦情に対し適切・迅速に対応いたします。

当社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。ご本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じます。ただし、保険契約の維持・管理、保険金のお支払等に関する連絡は対象とはなりません。

当社の個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談、苦情および安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

・明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室

所在地:〒101-0048 東京都千代田区神田司町2丁目11番1号

フリーダイヤル:0120-255-400 (平日9:00~17:00)

※夜間・休日につきましては、受付専用となります

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます

また、当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会に加盟しております。同協会では、加盟会社の個人情報の取扱いに関する相談・苦情を受け付けております。

<お問い合わせ先>

・一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター東京(損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)

所在地:〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地

電話:03-3255-1470 (受付時間:9:00~17:00 土日祝祭日および年末年始を除く)

ホームページアドレス: http://www.sonpo.or.jp/

運

会社一覧

個人情報の利用目的および共同利用、個人データの取扱いの委託における関連会社・提携先企業は、下記のとおりです。

- 関連会社
- 明治安田生命保険相互会社および明治安田生命保険相互会社の関連会社 詳細は、明治安田生命保険相互会社のホームページ(http://www.meijiyasuda.co.ip/)をご覧ください。
- ・提携先企業 該当なし

録音・録画について

お客さまとのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実等の観点から録音させていただくことがあります。また、当社窓口などでの応対につきましては、防犯等の観点から録画させていただくことがあります。

5. 反社会的勢力の排除のための基本方針

(1) 基本方針

当社では、企業の社会的責任を果たし、お客さまから信認される会社を目指すうえで、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことを経営上の重要事項として位置づけております。「行動憲章」や「内部統制システムの基本方針」において、当社の反社会的勢力への対応に係る取組み方針を社内外に明らかにしています。

<行動憲章>

私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然と対応します。

<内部統制システムの基本方針>

当社は、反社会的勢力による不当要求等への対応については、事案発生時の報告および対応に係る規程等の整備を行ない、反社会的勢力には警察等関連機関、明治安田生命とも連携し毅然と対応していく。

(2) 規程等の整備

当社の防犯に関する基本的事項を「防犯規程」に明定するとともに、反社会的勢力への対応体制、役職員等の役割等を明確にするため「反社会的勢力対応基準」を策定し、周知徹底しております。

(3) 社内対応体制

当社では、組織横断的な視点から「防犯・防災対策委員会」において反社会的勢力への対応態勢整備等の検討・推進を行なっており、反社会的勢力への対応を所管する統括部署を企画部として定めております。

統括部署において反社会的勢力に関する情報等を一元管理するとともに、全社を挙げて反社会的勢力の混入未然防止に努めています。

6. 利益相反管理方針

当社では、「利益相反管理方針」を定め、お客さまの利益が不当に害されることのないように、利益相反取引の管理に努めております。

利益相反管理方針

1.目的

本管理方針は、当社および明治安田生命グループ内の金融機関(以下、「当社等」といいます)が行なう取引において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備し、利益相反のおそれのある取引を適切に管理することを目的とします。

2. 利益相反の定義

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」(以下、「対象取引」といいます)とは、当社等が行なう取引のうち、当社等とお客さまの間、またはお客さまとお客さま以外の第三者(他のお客さま等)間の利益が相反し、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

3. 対象取引の特定

対象取引を特定するにあたっては、「お客さまの利益を最優先に行動しているかどうか」、「お客さまの情報を利用して、不当に利益を得るおそれがあるかどうか」等の視点から取引を検証し、特定・類型化を行なったうえで管理いたします。また、新規業務の開発や法令等改正といった環境の変化にも的確に対応し、対象取引の特定・類型化を行ないます。

4. 対象取引の特定のプロセス

当社の役職員は、お客さまとの取引において、対象取引の類型に該当するおそれがあると判断した場合は、すみやかに各所属の利益相反管理担当者・責任者に報告し、対象取引の内容に応じた管理を実施します。各所属での判断が困難な場合には、利益相反管理全体統括部署であるリスク管理・コンプライアンス部に報告し、その指示のもとで適切な管理を実施します。

5. 対象取引の類型・主な取引例・管理方法

対象取引のうち、主なものは以下の通りです。

取引の類型		主な取引例	管理方法 (以下の方法を適切に組合せる) こと等により管理します
地位濫用型		融資を条件に保険商品を購入させる場合、または保険購入 を条件に融資を行なう場合	・情報隔壁措置 ・一方または双方の取引の中止 ・取引の適切性の検証
利益を不当に害する恐れのある取引	情報利用型	お客さまが特定の有価証券を大量に取引しようとしている 事実を知りながら、当該有価証券の取引を行なう場合	・情報隔壁措置 ・一方または双方の取引の中止
	上記以外	当社が協調融資の幹事を受託しており、かつ相対での貸付を有している状況で、協調融資に比し、優位な条件で貸付の保全・回収等を行なう場合	・一方または双方の取引の 変更・中止 ・取引の適切性の検証
お客さま間の利益が相反する可能性のある取引		敵対的買収等で、買収をしようとしている会社が複数競合 している場合に、競合する複数社に対し、それぞれ買収資 金の融資を行なう場合	・一方または双方の取引の中止 ・取引の適切性の検証

6. 利益相反管理体制

当社はリスク管理・コンプライアンス部を利益相反管理全体統括部署とし、リスク管理・コンプライアンス部担当役員を利益相反管理統括者とします。利益相反管理全体統括部署は他の部門から独立し、対象取引の特定及び利益相反管理に関する全社的な態勢を整備・検証します。

7. 対象となる会社の範囲

本方針の対象となる会社は、当社および以下の明治安田生命グループ内の金融機関です。 明治安田生命保険、明治安田アセットマネジメント、安田企業投資、三菱アセット・ブレインズ、パシフィック・ガーディアン生命保険、明治安田アジア、明治安田アメリカ、明治安田ヨーロッパ、ハイアール人寿保険 の

運

健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性

医療保険や介護保険等のいわゆる第三分野保険の保険事故発生率は、医療政策等の外的要因等の影響を受 けやすく、長期的な不確実性を有していると言われております。

法令では、以下の事項を通じて、第三分野保険において健全な保険数理に基づく責任準備金の確認の合理 性および妥当性を確保することが求められています。

○第三分野保険における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

当社では、第三分野保険の保険事故発生率に係る不確実性(第三分野保険の保険リスク)に対して、ス トレステストおよび負債十分性テストを行ない、十分な責任準備金の積立水準が確保されるよう努めてお ります。

※ストレステストとは、保険料率の計算基礎としている保険事故発生率(予定事故発生率)が、十分なリスクをカバーしていることを 確認するテストです。また、負債十分性テストは、ストレステストの結果、十分なリスクをカバーしていない恐れがある場合に実施 するより詳細なテストです。

○ストレステストおよび負債十分性テストにおける危険発生率等の設定水準の合理性および妥当性

法令では、ストレステストおよび負債十分性テストは、予定事故発生率が同じ商品ごとに一定程度のリ スクを加味して設定した保険事故発生率(危険発生率)を用いて実施することが求められています。

当社では、過去の保険事故発生率実績に基づきリスクを加味した保険事故発生率(危険発生率)を用い ることで、設定水準の合理性および妥当性が確保されるよう努めております。

○テストの結果

法令では、これらのテスト結果から、必要に応じて危険準備金や追加責任準備金を積み立てることが求 められています。

当社では、平成24年3月末のストレステストの結果から、第三分野保険の保険リスクに備える危険準 備金および追加責任準備金の積立ては行ないませんでした。

なお、ストレステストの実施にあたっては、実施部署は、危険準備金の算出状況や実施基準の制定ならび に重要な変更などについて、保険引受リスク管理統括部署へ報告することとし、相互に牽制機能を確保して います。あわせて、牽制機能が確保されているかを「リスク管理・コンプライアンス委員会」において横断 的に検証しております。



主要な業務に関する事項

□ 平成23年度の事業概況

○経営環境

平成23年度の日本経済は、東日本大震災で被災した生産体制の復旧が進むにつれて、夏場にかけて回復基調をたどりました。その後は世界的な景気減速の影響で、しばらく足踏み状態が続きましたが、年明け以降、復興需要の本格化により、再度回復に向かいました。株式市場は、欧州の財政問題深刻化や米国債の格下げなどを受け、夏場に急落しましたが、日米欧の主要中央銀行による金融緩和策の効果などにより、年明け以降持ち直しました。長期金利は、年度前半に急低下したあと、ほぼ横ばいで推移しました。為替相場は、夏から秋にかけてリスク回避的な円買いが進み、対ドル最高値を更新しましたが、年度末には円高修正の動きが顕著となりました。

このような経済情勢のなか、損害保険業界では、行政監督上の指標の一つであるソルベンシー・マージン比率の見直しが実施(平成23年度末から適用)され、算出基準が厳格化・精緻化されました。また、社会保障制度の補完や保険契約者の自助努力等を支援する観点から、従来の「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」に「介護医療保険料控除」を加えた新たな生命保険料控除制度が平成22年度税制改正において法制化され、平成24年1月1日から適用されました。

○東日本大震災への対応状況

東日本大震災に関しては、日本損害保険協会において、迅速に損害査定を行なうため「共同調査」を実施するなど、ご契約者に対して円滑に保険金をお支払いするためのさまざまな取組みを行ないました。当社としても、東日本大震災の被災地域のご契約に対し、アウトバウンドコール、ダイレクトメールによるご連絡を重ねて実施するなど、被災状況の確認に集中的に取り組みました。これにより、本震災にかかわる保険金等のお支払いを上半期中に概ね完了いたしました。また、本震災により被災されたお客さまのご契約に対し、「保険料払込猶予期間の延長」、「支払いに関する手続き書類の緩和」等の特別取扱いを実施しました。

一方、政府および金融庁からの節電要請をふまえ、行動計画を策定し節電に努めるとともに、代理店の皆様にも協力を要請するなど節電対策を積極推進いたしました。

○事業の経過

当社は平成23年4月より「第3次中期経営計画(3ヵ年)」をスタートいたしました。「お客さまを大切にする」という経営方針のもと、中長期的に持続的な成長を実現すべく、各種取組みを進めております。中期経営計画初年度となる平成23年度は、企業の経営にかかわる諸リスクに対する解決策(ソリューション)をご提案するリスクソリューション型商品(取引信用保険、会社役員賠償責任保険(D&O保険)等)のマーケット開拓と販売促進のために組織改正等を実施し、お客さまへのコンサルティング機能を強化いたしました。また、輸出取引信用保険を開発し、商品の充実に努めてまいりました。一方、当社の特長である、企業・団体マーケットのお客さまの福利厚生制度をサポートする所得補償保険等の商品について、お客さま視点での見直しに取り組んでまいりました。

営業面につきましては、親会社である明治安田生命保険相互会社との間で締結している委託契約(業務の代理・事務の代行)を基軸に、法人・団体マーケットにおける販売を推進するとともに、傷害保険で通常免責とされる地震、噴火または津波によって生じた傷害を補償する「天災補償特約」を更改時にご提案するなど、東日本大震災を受けたお客さまニーズの高まりに対応してまいりました。

資産運用面につきましては、国債等の公社債中心の投資を継続してまいりました。金利リスク、信用リスク、流動性リスクを十分考慮しながら保有債券の長期化を進め、安定収益の確保に努めるとともに、金利リスクを中心とする市場関連リスクの把握・分析、資産自己査定の厳正な実施などを通じて資産の健全性維持に努めてまいりました。

○事業の成果

以上のような取組みを行なった結果、平成23年度の事業の成果は次のとおりであります。

損益につきましては、保険引受収益が 146 億 54 百万円、資産運用収益が 7 億 32 百万円となり、経常収益は 153 億 90 百万円となりました。一方、保険引受費用が 100 億 46 百万円、営業費及び一般管理費が 43 億 92 百万円となり、経常費用は 144 億 41 百万円となりました。この結果、経常利益は前期に比べて 33 百万円増加し、 9 億 49 百万円となりました。

経常利益に特別損益、法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を加減した当期純利益は前期に比べて1億18百万円減少し、2億60百万円となりました。

保険引受の概況は次のとおりであります。

保険引受収益のうち、正味収入保険料は前期に比べて1億79百万円増加し、138億68百万円となりました。保険引受費用のうち正味支払保険金は前期に比べて8億76百万円増加し、60億48百万円となり、これに損害調査費を加えた正味損害率は48.3%となりました。また保険引受に係る営業費及び一般管理費については前期に比べて1億39百万円減少し、43億2百万円となった結果、正味事業費率は50.5%となりました。これらに積立保険料等運用益、責任準備金戻入額、支払備金繰入額などを加減した保険引受利益は前期より96百万円減少し2億89百万円となりました。

主な保険種目の状況は次のとおりであります。

火災保険:正味収入保険料は4億25百万円となりました。正味支払保険金は7億36百万円で、正味 損害率は186.1%であります。

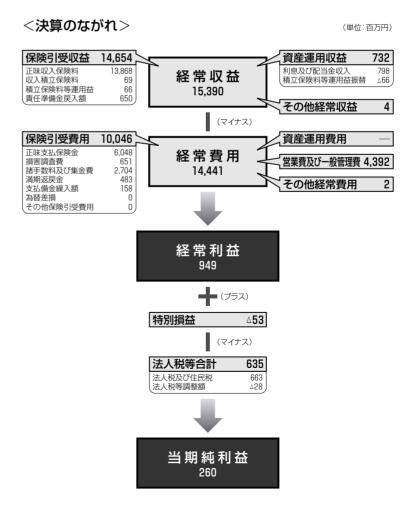
傷害保険:正味収入保険料は111億97百万円となりました。正味支払保険金は38億8百万円で、正味損害率は38.8%であります。

その他の保険:その他の保険は、 自動車損害賠償責任保険、労働者災 害補償責任保険、賠償責任保険など が主なものであり、正味収入保険料 は22億45百万円となりました。正 味支払保険金は15億3百万円で、 正味損害率は69.5%であります。

資産運用の概況は次のとおりであ ります。

平成24年3月31日現在の総資産は807億53百万円となりました。 このうち運用資産は759億67百万円となりました。

総資産に対する運用資産の比率は 94.1%であります。資産の主な内訳 は、国債575億64百万円、地方債 29億55百万円、社債97億11百万 円、預貯金20億79百万円などであ ります。また、利息及び配当金収入



は7億98百万円となりました。

○対処すべき課題

当社におきましては、災害等発生時に備え、「事業継続計画」を策定しておりますが、東日本大震災の経験をふまえ、「事業継続計画」の見直しに取り組んでおります。また、お客さまの声やお客さまニーズに即した商品・サービスのご提供やお客さま視点からの業務品質向上に努めることにより、お客さまからより高い信頼をいただけるよう取組みを進めてまいります。あわせて、内部管理態勢、コンプライアンス態勢のいっそうの充実と、業務効率化や経費縮減に努めてまいります。

これらの取組みにより、「お客さまを大切にする会社」を実現してまいる所存であります。

2 主要な業務の状況を示す指標(直近5事業年度)

(単位:百万円)

年 度 項 目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
正味収入保険料(対前期増減率)	13,929 (△2.5%)	13,721 (△1.5%)	13,411 (△2.3%)	13,688 (2.1%)	13,868 (1.3%)
経常収益	16,776	16,142	15,041	14,886	15,390
経常利益	1,472	2,248	900	916	949
当期純利益	1,258	1,282	379	379	260
資本金の額 (発行済株式総数)	52,000 (40万株)	52,000 (40万株)	52,000 (40万株)	52,000 (40万株)	52,000 (40万株)
純資産額	72,007	73,250	72,658	56,342	56,710
総 資 産 額 (うち積立勘定)	98,918 (4,872)	98,689 (4,249)	97,645 (3,652)	81,003 (3,079)	80,753 (2,707)
責任準備金残高	19,116	18,167	17,448	17,051	16,400
貸付金残高	21	15	14	13	10
有価証券残高	85,639	86,824	85,865	62,661	70,232
単体ソルベンシー・マージン比率	6,342.6%	6,733.3%	7,326.9%	5,828.0%	4,783.3%
配当性向	_	83.3%	41.7%	4,339.7%	41.7%
従 業 員 数	154名	161名	166名	175名	171名

⁽注)「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

なお、平成23年度の数値は平成22年内閣府令第23号及び平成23年内閣府令第11号、並びに平成22年金融庁告示第48号、平成23年金融庁告示第24号及び平成24年金融庁告示第33号(平成24年3月31日から適用)の改正内容を反映した基準で算出しており、平成22年度以前の数値は当該改正内容を反映前の基準で算出しております。

3 業務の状況を示す指標

《主要な業務の状況を示す指標》

1. 保険料・一人当たり保険料

(1) 正味収入保険料

(単位:百万円、%)

	年 度	平成 2	1 年度	平成 2	2 年度	平成 2	3 年度
種目		金額	構成比	金 額	構成比	金額	構成比
火	災	384	2.9	395	2.9	425	3.1
海	上	39	0.3	34	0.3	39	0.3
傷	害	10,714	79.9	11,075	80.9	11,197	80.7
自 動	車	△13	△0.1	2	0.0	2	0.0
自動車損害期	倍償責任	873	6.5	848	6.2	809	5.8
そ の	他	1,412	10.5	1,332	9.7	1,393	10.1
合	計	13,411	100.0	13,688	100.0	13,868	100.0

(注) 正味収入保険料は、元受・受再契約に係る収入保険料から出再契約に係る支払再保険料を控除したものです。

(2) 元受正味保険料 (含む収入積立保険料)

(単位:百万円、%)

	年 度	平成 2	1 年度	平成 2	2 年度	平成 2	3年度
種		金 額	構成比	金 額	構成比	金額	構成比
火	災	718	4.9	654	4.5	743	5.0
海	上	3	0.0	3	0.0	3	0.0
傷	害	11,221	77.2	11,585	79.4	11,670	78.8
自	動車	△0	△0.0	△0	△0.0	△0	△0.0
自	動車損害賠償責任	_	_	_	_	_	_
そ	の 他	2,583	17.8	2,338	16.0	2,394	16.2
合	計	14,527	100.0	14,582	100.0	14,811	100.0
	うち収入積立保険料	99	0.7	88	0.6	69	0.5
	員一人当たり元受正味保険料 な収入積立保険料)	87		83		86	

(注) 1. 元受正味保険料 (含む収入積立保険料) は、元受保険料から元受解約返戻金·その他返戻金を差し引いた金額です。(積立保険の 積立保険料部分を含みます)

2. 従業員一人当たり元受正味保険料(含む収入積立保険料) = 元受正味保険料(含む収入積立保険料) 位業員数

2. 受再正味保険料の額および支払再保険料の額

(1)受再正味保険料

(単位:百万円、%)

	年 度	平成 2	1 年度	平成 2	2年度	平成 2	3年度
種目		金額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
火	災	27	2.6	29	2.9	19	2.0
海	上	44	4.2	37	3.6	42	4.4
傷	害	_	_	_	_	_	_
自	動車	2	0.3	2	0.3	2	0.3
自動車	損害賠償責任	873	82.9	848	82.8	809	83.6
そ	の 他	105	10.0	106	10.4	94	9.8
合	計	1,053	100.0	1,024	100.0	969	100.0

(2) 支払再保険料

(単位:百万円、%)

	年	度	平成 2	1 年度	平成 2	2 年度	平成 2	3 年度
種 目			金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
火		災	262	12.7	200	11.0	267	14.5
海		上	7	0.4	6	0.4	6	0.4
傷	!	害	507	24.5	510	27.9	473	25.7
自	動	車	16	0.8	0	0.0	_	_
自動	車損害賠償責	任	_	_	_	_	_	_
そ	0	他	1,276	61.6	1,112	60.8	1,095	59.4
合		計	2,070	100.0	1,830	100.0	1,843	100.0

3. 解約返戻金

(単位:百万円)

種目	年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
火	災	162	143	117
海	上	8	7	5
傷	害	21	23	24
自 重	動 車	_	_	_
自動車損害	害賠償責任	18	21	18
₹ 0	か 他	21	9	10
合	計	232	206	176

(注)解約返戻金は、元受解約返戻金、受再解約返戻金および積立解約返戻金の合計額を表示しています。

4. 正味支払保険金の額および元受正味保険金の額

(1) 正味支払保険金

(单位:百万円、%)

	年 度	平成 2	1 年度	平成 2	2 年度	平成 2	3年度
種目		金 額	構成比	金 額	構成比	金額	構成比
火	災	150	3.0	172	3.3	736	12.2
海	上	22	0.4	18	0.4	33	0.6
傷	害	3,459	68.0	3,659	70.8	3,808	63.0
自 動	車	192	3.8	23	0.5	101	1.7
自動車損害賠償	賞責任	934	18.3	1,036	20.0	1,155	19.1
そ の	他	331	6.5	260	5.0	211	3.5
合	計	5,091	100.0	5,171	100.0	6,048	100.0

⁽注) 正味支払保険金は、元受正味保険金と他の保険会社へ再保険で支払った受再保険金の合計額から、出再先の保険会社から受け取る回 収再保険金を控除した保険金です。

(2) 元受正味保険金

(単位:百万円、%) 年 度 平成 21 年度 平成 22 年度 平成 23 年度 種 目 金 額 構成比 金 額 構成比 金 額 構成比 火 災 157 181 4.2 597 12.3 3.5 海 上 $\triangle 0$ △0.0 △0 △0.0 0.0 傷 害 3,591 78.8 3,796 88.7 3,949 81.2 自 動 車 354 7.8 27 0.6 99 2.0 自動車損害賠償責任 そ 452 9.9 275 の 他 6.4 214 4.4

5. 受再正味保険金の額および回収再保険金の額

4,280

100.0

4,862

100.0

(1)受再正味保険金

計

4,555

合

(単位:百万円、%)

100.0

	年 度	平成 2	1 年度	平成 2	2 年度	平成 2	3 年度
種目		金 額	構成比	金 額	構成比	金額	構成比
火	災	_	_	_	_	564	31.3
海	上	23	2.3	19	1.8	32	1.8
傷	害	_	_	_	_	_	_
自 動	車	4	0.5	2	0.2	3	0.2
自動車損害賠	償責任	934	88.6	1,036	96.1	1,155	64.1
そ の	他	91	8.7	19	1.8	47	2.7
合	計	1,054	100.0	1,078	100.0	1,803	100.0

(2)回収再保険金

(単位:百万円、%)

	年 度	平成 2	1 年度	平成 2	2 年度	平成 2	3年度
種目		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
火	災	7	1.4	8	4.5	425	68.8
海	上	0	0.2	0	0.2	0	0.1
傷	害	131	25.4	136	73.0	140	22.8
自	動車	166	32.1	6	3.4	0	0.1
自動車損!	害賠償責任	_	_	_	_	_	_
7	の 他	211	40.9	35	18.8	50	8.2
合	計	518	100.0	187	100.0	617	100.0

6. 保険引受利益

(単位:百万円)

			(+14 - 17)
年 度 区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
保 険 引 受 収 益	14,320	14,257	14,654
保 険 引 受 費 用	9,450	9,429	10,046
営業費及び一般管理費	4,583	4,441	4,302
その他収支	△1	△1	△16
保 険 引 受 利 益	285	385	289

- (注) 1. 上記営業費及び一般管理費は、損益計算書に記載の平成21年度4,686百万円、平成22年度4,539百万円、平成23年度4,392百万円 のうち保険引受に係る金額です。
 - 2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額等です。

【保険種目別保険引受利益】

(単位:百万円)

種目	年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
火	災	△461	△225	△377
海	上	21	△12	△32
傷	害	904	681	1,061
自 動	車	△9	△48	△43
自動車損害	F賠償責任	_	_	_
₹ <i>0.</i>) 他	△170	△9	△320
合	計	285	385	289

《保険契約に関する指標》

1. 契約者配当

積立保険(貯蓄型保険)では、保険期間が終了し満期を迎えられたご契約者に対して、満期返戻金をお 支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定利率を上回った場合には、毎月の満期契約毎に契約 者配当金を計算してお支払いいたします。

なお、平成23年度に満期を迎えられたご契約につきましては、長引く低金利情勢の影響もあり、契約 者配当金はございませんでした。

2. 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位:%)

種目		平成21年度			平成22年度			平成23年度			
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	
火		災	52.2	200.6	252.8	55.8	138.0	193.8	186.1	123.0	309.1
海		上	55.2	36.5	91.7	53.9	117.9	171.8	85.6	110.1	195.7
傷		害	38.3	48.1	86.4	38.5	47.9	86.4	38.8	46.2	85.0
自	動	車	_	_	_	1,228.8	1,068.6	2,297.4	4,085.2	564.1	4,649.3
自動	車損害賠償	貴責任	106.9	_	106.9	122.2	_	122.2	142.7	_	142.7
そ	の	他	26.8	83.2	110.0	23.0	87.3	110.3	18.7	89.7	108.4
合		計	43.6	53.3	96.9	43.0	51.7	94.7	48.3	50.5	98.8

(注) 1. 正味損害率= 正味支払保険金+損害調査費

正味収入保険料

諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費 2. 正味事業費率=

正味収入保険料

3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

3. 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位:%)

	種目		2	平成21年度		3	平成22年度			平成23年度			
				発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	
火				災	34.9	117.1	152.0	27.6	52.8	80.4	65.2	101.0	166.2
海				上	13.4	28.4	41.7	28.1	97.0	125.1	68.9	93.6	162.5
傷				害	43.4	47.4	90.8	40.3	47.7	88.1	39.8	45.9	85.6
(医		療)	(50.2)			(49.4)			(47.1)		
(が		h)	(-)			(-)			(-)		
(介		護)	(-)			(-)			(-)		
(そ	の	他)	(40.7)			(36.6)			(36.7)		
自		動		車	△1,600.8	1,094.2	△506.6	1,431.4	2,831.1	4,262.5	458.6	514.6	973.1
そ		の		他	16.8	53.1	69.9	9.8	50.0	59.7	17.4	55.7	73.1
合				計	37.8	51.8	89.6	34.2	48.8	83.0	37.0	49.8	86.8

- (注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 - 2. 発生損害率= 出再控除前の発生損害額+損害調査費 出再控除前の既経過保険料
 - 3. 事業費率= 支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費 出再控除前の既経過保険料
 - 4. 合算率=発生損害率+事業費率
 - 5. 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額
 - 6. 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額

4. 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位:%)

区分	}	Í	声 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
国	内	契	約	100.0	100.0	100.0
海	外	契	約	0.0	0.0	0.0

⁽注)上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を 記載しております。

5. 出再を行なった再保険者の数

年 度 区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
出再先保険会社の数	12	15	13
	(1)	(1)	(1)

- (注) 1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。
 - 2.()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります)

6. 出再保険料の上位5社の割合

(単位:%)

年 度		_ ,, , , , , , , , , , , , , , , , , ,	_ n
区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
出再保険料のうち	74.22	79.09	76.54
上位5社の出再先に集中している割合	(98.66)	(98.95)	(99.39)

⁽注)()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります)

7. 出再保険料の格付ごとの割合

(単位:%)

格付区分 年 度	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・ (不明・BB以下)	合計
平成 23 年度	100 (100)	0 (0)	0 (0)	100 (100)
平成 22 年度	100 (100)	0 (0)	0 (0)	100 (100)
平成 21 年度	100 (100)	0 (0)	0 (0)	100 (100)

- (注) 1. 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。格付区分は、スタンダード&プアーズ(S&P)の格付を使用しています。
 - 2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります)

8. 未収再保険金の額

(単位:百万円)

年 度区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
① 年度開始時の未収再保険金	364	133	121
	(19)	(38)	(39)
② 当該年度に回収できる事由が発生した額	517	181	342
	(41)	(43)	(42)
③ 当該年度回収等	748	192	193
	(21)	(42)	(45)
④ ①十②一③=年度末の未収再保険金	133	121	270
	(38)	(39)	(37)

- (注) 1. 地震・自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いております。
 - 2.()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立て ないとした保険契約に限ります)

《経理に関する指標》

1. 保険契約準備金

(1) 支払備金

(1)支払備金 (単位:百万						
種目	年 度	平成 21 年度末	平成 22 年度末	平成 23 年度末		
火	災	116	161	141		
海	上	30	23	20		
傷	害	3,765	3,955	4,061		
自	動 車	243	237	157		
自動車損	害賠償責任	352	417	444		
₹ (の 他	392	325	453		
合	計	4,901	5,120	5,279		

(2) 責任準備金

(2)責任準備	(2)責任準備金 (単位:百万円						
種目	年 度	平成 21 年度末	平成 22 年度末	平成 23 年度末			
火	災	6,329	5,578	4,704			
海	上	54	49	46			
傷	害	6,651	7,283	7,790			
自 動	車	1,284	1,284	1,284			
自動車損害	賠償責任	1,637	1,423	1,068			
そ の	他	1,490	1,431	1,505			
合	計	17,448	17,051	16,400			

2. 責任準備金積立水準

	区分	平成22年度末	平成23年度末	
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金	
惧业力式	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式	
積立率		100.0%	100.0%	

- (注) 1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。
 - 2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しております。
 - 3. 積立率 = (実際に積立てている普通責任準備金 + 払戻積立金) ÷ (下記(1)~(3)の合計額)
 - (1)標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金 (保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
 - (2)標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
 - (3) 平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

3. 引当金明細表

【平成23年度】 (単位:百万円)

	区分	平成22年度末 平成23年度		平成23年	度減少額	平成23年度末
		残高	増加額	目的使用	その他	残高
貸倒	一般貸倒引当金	0	_	_	0	0
貸倒引当金	個別貸倒引当金	0	_	_	_	0
金	特定海外債権引当勘定	_	_	_	_	_
退	職給付引当金	_	_	_	_	_
賞	与 引 当 金	129	120	129	_	120
価	i 格 変 動 準 備 金	63	12	_	_	75
合	計	193	132	129	0	195

【平成22年度】 (単位:百万円)

	区分	平成21年度末	平成22年度	平成22年	度減少額	平成22年度末	
		残高	増加額	目的使用	その他	残高	
貸倒	一般貸倒引当金	0	0	_	_	0	
貸倒引当金	個別貸倒引当金	0	_	0	0	0	
金	特定海外債権引当勘定	_	_	_	_	_	
退	職給付引当金	_	_	_	_	_	
賞	与 引 当 金	148	129	148	_	129	
価	i 格 変 動 準 備 金	51	12	_	_	63	
合	計	200	141	149	0	193	

4. 貸付金償却の額

該当事項ありません。

5. 資本金等明細表

【平成23年度】 (単位:百万円)

区	分	平成22年度末 残高	平成23年度 増加額	平成23年度 減少額	平成23年度末 残高
資 2	本 金	52,000	_	_	52,000
うち既発行株式	普通株式	(400,000株) 52,000	(-)	(-)	(400,000株) 52,000
資本準備金及び	(資本準備金) 株式払込剰余金	1,455	_	_	1,455
その他資本剰余金	(その他資本剰余金)	_	_	_	_
	合 計	1,455	_	_	1,455
71134344 A T 41	(利益準備金)	2,053	31	_	2,085
利益準備金及び 任意積立金	(任意積立金)	_	_	_	_
	슴 計	2,053	31	_	2,085

【平成22年度】 (単位:百万円)

区	分	平成21年度末 残高	平成22年度 増加額	平成22年度 減少額	平成22年度末 残高
資 2	全	52,000	_	_	52,000
うち既発行株式	普通株式	(400,000株) 52,000	(-)	(-)	(400,000株) 52,000
資本準備金及び	(資本準備金) 株式払込剰余金	8,730	1,455	8,730	1,455
その他資本剰余金	(その他資本剰余金)	_	8,730	8,730	_
	合 計	8,730	10,185	17,460	1,455
	(利益準備金)	213	1,839	_	2,053
利益準備金及び 任意積立金	(任意積立金)	_	_	_	_
	슴 計	213	1,839	_	2,053

6. 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が 1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	○増加する発生損害額=既経過保険料×1%○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額一決算時取崩額○経常利益の減少額=増加する発生損害額一増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	129百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額0百万円

7. 事業費の内訳

(単位:百万円)

					(112 117)	
区分		年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
人	件	費	2,005	1,999	1,907	
物	件	費	3,270	3,085	2,986	
税		金	159	157	147	
拠	出	金	△0	0	△0	
負	担	金	7	7	1	
	計		5,443	5,249	5,043	
(損	害 調 査	費)	(756)	(709)	(651)	
(営業費	慢及び一般	管理費)	(4,686)	(4,539)	(4,392)	
諸手数	諸手数料及び集金費		2,566	2,637	2,704	
事業	費	合 計	8,010	7,886	7,748	

⁽注) 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費の合計であります。

8. 売買目的有価証券運用損益

該当事項ありません。

9. 有価証券売却益

(単位:百万円)

区分				平成21年度	平成22年度	平成23年度
国	 債 等			0	7	_
株		左	;	_	_	_
外	国 証券		:	_	_	_
合		言		0	7	_

10. 有価証券売却損

(単位:百万円)

	区分			平成21年度	平成22年度	平成23年度
国			等	_	_	_
株			式	_	_	_
外	国 証券		券	_	_	_
合			計	_	_	_

11. 有価証券評価損

該当事項ありません。

12. 減価償却費明細表

【平成23年度】 (単位:百万円、%)

区分	取得原価	平成23年度 償却額	償却累計額	平成23年度末 残高	償却累計率
建物	2,682	70	1,630	1,051	60.8
(営 業 用)	(1,678)	(43)	(1,020)	(657)	(60.8)
(賃貸用)	(1,004)	(26)	(610)	(393)	(60.8)
その他の有形固定資産	144	25	108	35	75.1
合 計	2,827	95	1,739	1,087	61.5

【平成22年度】 (単位:百万円、%)

区分	取得原価	平成22年度 償却額	償却累計額	平成22年度末 残高	償却累計率
建物	2,681	74	1,560	1,120	58.2
(営 業 用)	(1,677)	(46)	(976)	(700)	(58.2)
(賃貸用)	(1,004)	(27)	(584)	(419)	(58.2)
その他の有形固定資産	168	14	117	50	70.2
슴 計	2,849	88	1,678	1,170	58.9

13. 固定資産の処分損益

(単位:百万円)

年 度	平成21年度		平成2	平成22年度		平成23年度	
区分	処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損	
有形固定資産	_	_	_	0	_	2	
(土地)	(—)	(—)	(-)	(-)	(—)	(-)	
(建物)	(-)	(—)	(-)	(-)	(-)	(-)	
(リース資産)	(-)	(—)	(-)	(-)	(-)	(-)	
(その他の有形固定資産)	(-)	(—)	(-)	(0)	(-)	(2)	
無形固定資産	_	_	_	_	_	44	
合 計	_	_	_	0	_	46	

《資産運用に関する指標》

1. 資産運用方針

○資産運用方針

資産の運用にあたりましては、安全性・健全性・流動性に留意しつつ、公社債を中心とする円金利資産ポートフォリオの構築をめざし、中長期的に安定収益を確保することを基本方針としております。

また、資産運用に係るリスクにつきましては、金利リスクを中心とした市場関連リスクや信用リスク等の把握・分析、資産の自己査定の厳正な実施等を通じて、積立勘定資産を含めた総合的なリスク管理体制の整備・拡充をはかり、資産の健全性の維持に努めております。

○運用実績の概要

平成24年3月31日現在の総資産は807億53百万円、運用資産は759億67百万円で、総資産に対する運用資産の比率は94.1%となっております。

資産の配分につきましては、安定収益確保の観点から、国債、地方債、事業債等を中心とする円金利資産への重点配分を実施いたしました結果、資産の主な内訳は、公社債87.0%、土地・建物4.5%となりました。また、利息および配当金収入は7億98百万円、運用資産利回り(インカム利回り)は1.06%となりました。

2. 現金及び預貯金

(単位:百万円)

年 度区 分	平成 21 年度末	平成 22 年度末	平成 23 年度末
現金	3	4	4
預 貯 金	2,253	8,790	2,079
(郵便振替)	(6)	(6)	(8)
(当座預金)	(1,421)	(7,694)	(1,308)
(普通預金)	(825)	(1,089)	(762)
(通知預金)	(-)	(-)	(-)
(定期預金)	(-)	(-)	(-)
(譲渡性預金)	(-)	(-)	(-)
合 計	2,256	8,795	2,083

3. 資産運用の概況

(単位:百万円、%)

						(半)	<u>U. 日万円、%)</u>
	年 度	平成 21	年度末	平成 22	年度末	平成 23	年度末
区	分	金 額	構成比	金 額	構成比	金額	構成比
総	資 産	97,645	100.0	81,003	100.0	80,753	100.0
運	用 資 産	91,889	94.1	75,179	92.8	75,967	94.1
運	預 貯 金	2,253	2.3	8,790	10.9	2,079	2.6
	コールローン	_	_	_	_	_	_
用	買 現 先 勘 定	_	_	_	_	_	_
	債券貸借取引支払保証金	_	_	_	_	_	_
資	買入金銭債権	_	_	_	_	_	_
	商品有価証券	_	_	_	_	_	_
産	金銭の信託	_	_	_	_	_	_
	有 価 証 券	85,865	87.9	62,661	77.4	70,232	87.0
内	(うち株式)	(1)	(0.0)	(1)	(0.0)	(1)	(0.0)
==	貸 付 金	14	0.0	13	0.0	10	0.0
訳	土 地 ・ 建 物	3,756	3.8	3,713	4.6	3,645	4.5

4. 利息配当収入の額および運用利回り

(単位:百万円、%)

年 度	平成 2	1 年度	平成 2	2 年度	平成 2	3 年度
区分	収入金額	利回り	収入金額	利回り	収入金額	利回り
預 貯 金	0	0.00	0	0.00	0	0.00
コールローン	_	_	_	_	_	_
買 現 先 勘 定	_	_	_	_	_	_
債券貸借取引支払保証金	_	_	_	_	_	_
買入金銭債権	_	_	_	_	_	_
商品有価証券	_	_	_	_	_	_
金 銭 の 信 託	_	_	_	_	_	_
有 価 証 券	639	0.75	531	0.72	643	0.93
貸 付 金	0	2.61	0	2.39	0	2.20
土 地 ・ 建 物	160	4.21	160	4.26	151	4.09
小 計	800	0.88	692	0.86	795	1.06
地震保険運用益等	6	_	7	_	3	_
合 計	807	_	699	_	798	_

(注) 1. 運用資産利回り(インカム利回り)= 利息及び配当金収入 月平均運用額

^{2.} 月平均運用額は区分毎の各月末残高(取得原価または償却原価)の合計額を12で除したものとしています。 ただし、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金および買入金銭債権は各月平均残高の合計額を12で除したものとしています。

時価会計導入を機に、業界として損害保険会社の開示利回りのあり方を見直した結果、従来の運用資産利回り(インカム利回り)のみでは運用の実態を必ずしも適切に反映できないと考え、以下の二つの利回りを開示いたしております。

(1) 資産運用利回り(実現利回り)

資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標です。分子は 実現損益、分母は取得原価をベースとした利回りです。

(2)(参考)時価総合利回り

時価ベースでの運用効率を示す指標です。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回りです。

それぞれの利回りにつきましては、以下の項目 5、項目 6を参照ください。

5. 資産運用利回り(実現利回り)

(単位:百万円、%)

	年 度	ম	P成 21 年 月	复	ম	P成 22 年 月	度	3	平成 23 年	度
区分		資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り
預 貯	金	0	2,235	0.00	0	2,625	0.00	0	2,053	0.00
コールロ	ーン	_	_	_	_	_	_	_	_	_
買現先	勘定	_	_	_	_	_	_	_	_	_
債券貸借取引支	払保証金	_	_	_	_	_	_	_	_	_
買入金銭	債 権	_	_	_	-	_	_	_	_	_
商品有価	i 証 券	_	_	_	_	_	_	_	_	_
金銭の	信託	_	_	_	1	_	_	_	_	_
有 価 i	証 券	639	85,294	0.75	538	73,909	0.73	643	69,343	0.93
(公社	債)	(638)	(85,268)	(0.75)	(538)	(73,908)	(0.73)	(642)	(69,342)	(0.93)
(株	式)	(0)	(1)	(13.48)	(0)	(1)	(20.00)	(0)	(1)	(13.48)
(外国証	券)	(0)	(24)	(2.11)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(その他の	証券)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
貸 付	金	0	13	2.61	0	14	2.39	0	12	2.20
土 地 ・	建物	160	3,820	4.21	160	3,769	4.26	151	3,709	4.09
金融派生	商品	_			_			_		
そ の	他	6			7			3		
合	計	807	91,364	0.88	706	80,318	0.88	798	75,119	1.06

⁽注) 1. 資産運用利回り(実現利回り)= <u>資産運用収益+積立保険料等運用益−資産運用費用</u> 月平均運用額

^{2.} 月平均運用額は区分毎の各月末残高(取得原価または償却原価)の合計額を12で除したものとしています。 ただし、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金および買入金銭債権は各月平均残高の合計額を12で除したものとしています。

6. (参考) 時価総合利回り

(単位:百万円、%)

S										日万円、%)
年	度	뀍	^z 成 21 年原	度	2	F成 22 年 月	度	3	平成 23 年	度
区分		資産運用損益 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り
預 貯 金		0	2,235	0.00	0	2,625	0.00	0	2,053	0.00
コールローン		_	_	_	_	_	_	_	_	_
買現先勘定		_	_	_	_	_	_	_	_	_
債券貸借取引支払保証金		_	_	1	_	_	_	_	-	_
買入金銭債権		_	_	_	_	_	_	_	_	_
商品有価証券		_	_	_	_	_	_	_	_	_
金 銭 の 信 託		_	_	_	_	_	_	_	_	_
有 価 証 券		792	85,904	0.92	190	74,672	0.26	993	69,758	1.42
(公社債)		(792)	(85,878)	(0.92)	(190)	(74,671)	(0.26)	(992)	(69,757)	(1.42)
(株 式)		(0)	(1)	(13.48)	(0)	(1)	(20.00)	(0)	(1)	(13.48)
(外国証券)		(0)	(25)	(0.37)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(その他の証券)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
貸 付 金		0	13	2.61	0	14	2.39	0	12	2.20
土 地 ・ 建 物		160	3,820	4.21	160	3,769	4.26	151	3,709	4.09
金融派生商品		_			_			_		
そ の 他		6			7			3		
合 計		960	91,974	1.04	358	81,081	0.44	1,148	75,533	1.52

(注) 時価総合利回り = (資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)+(当期末評価差額*-前期末評価差額*)+繰延ヘッジ損益増減 月平均運用額+その他有価証券に係る前期末評価差額*+売買目的有価証券に係る前期末評価損益

7. 海外投融資残高および利回り

(単位:百万円、%)

	年 度	平成21	年度末	平成22	生度末	平成23	年度末
区	分	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
外	外国公社債	_	_	_	_	_	_
	外 国 株 式	_	_	_	_	_	_
貨	そ の 他	_	_	_	_	_	_
建	外貨建資産計	_	_	_	_	_	_
円	非居住者貸付	_	_	_	_	_	_
	外 国 公 社 債	_	_	_	_	_	_
貨	そ の 他	_	_	_	_	_	_
建	円貨建資産計	_	_	_	_	_	_
合		_	1	_	_	1	_
海外沿	運用資産利回り (インカム利回り)	2.	11	_	_	-	_
海外投融資利回り	資産運用利回り (実 現 利 回 り)	2.	11	_	_	-	_
利回り	^(参考) 時価総合利回り	0.:	37	_	_	_	_

- (注) 1. 運用資産利回り (インカム利回り) は、海外投融資に係る資産について、P.66 の項目 4 と同様の方法により算出したものです。
 - 2. 資産運用利回り(実現利回り)は、海外投融資に係る資産について、P.67の項目5と同様の方法により算出したものです。
 - 3. 時価総合利回りは、海外投融資に係る資産について、P.68の項目6と同様の方法により算出したものです。

^{*}税効果控除前の金額による

8. 商品有価証券

該当事項ありません。

9. 保有有価証券の内訳

(単位:百万円、%)

	- :	年 度	平成 21	年度末	平成 22	年度末	平成 23	年度末
区台	分		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
国		債	47,039	54.8	45,749	73.0	57,564	82.0
地	方	債	20,676	24.1	3,801	6.1	2,955	4.2
社		債	18,148	21.1	13,109	20.9	9,711	13.8
株		式	1	0.0	1	0.0	1	0.0
外	国 証	券	_	_	_	_	_	_
そ	の他の証	E 券	_	_	_	_	_	_
合		計	85,865	100.0	62,661	100.0	70,232	100.0

10. 保有有価証券利回り

(単位:%)

	年	度	ㅋ	Z成 21 年原	度	ম	Z成 22 年原	度	ম	P成 23 年 月	度
区:	7)		運用資産 利 回 り (インカム) 利 回 り	資産運用 利 回 り (実 現) 利回り	(参考) 時価総合 利 回 り	運用資産 利 回 り (インカム) 利 回 り	資産運用 利 回 り (実 現) 利回り	(参考) 時価総合 利 回 り	運用資産 利 回 り インカム 利 回 り	資産運用 利 回 り (実 現) 利回り	(参考) 時価総合 利 回 り
公	社	債	0.75	0.75	0.92	0.72	0.73	0.26	0.93	0.93	1.42
株		式	13.48	13.48	13.48	20.00	20.00	20.00	13.48	13.48	13.48
外	国 証	券	2.11	2.11	0.37	_	_	_	_	_	_
そ	の他の証	券	_	_	_	_	_	_	_	_	_
合		計	0.75	0.75	0.92	0.72	0.73	0.26	0.93	0.93	1.42

- (注) 1. 「区分」欄の「公社債」は貸借対照表の「国債」、「地方債」、および「社債」を指しています。 2. 運用資産利回り(インカム利回り)は、P.66の項目4と同様の方法により算出したものです。 3. 資産運用利回り(実現利回り)は、P.67の項目5と同様の方法により算出したものです。

 - 4. 時価総合利回りは、P.68の項目6と同様の方法により算出したものです。

11. 有価証券残存期間別残高

【平成 23 年度末】

区分	1年以下	1 年 超 3年以下	3 年 超 5年以下	5 年 超 7年以下	7 年 超 10年以下	10 年 超 ^{(期間の定めのない} ものを含む)	合 計
国債	5,835	10,011	11,515	9,120	13,612	7,470	57,564
地 方 債	1,386	1,568	_	_	_	_	2,955
社 債	5,867	3,647	195	_	_	_	9,711
株 式	_	_	_	_	_	1	1
外 国 証 券	_	_	_	_	_	_	_
(公社債)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(株式)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
その他の証券	_	_	_	_	_	_	_
合 計	13,089	15,227	11,710	9,120	13,612	7,471	70,232

【平成 22 年度末】 (単位:百万円)

区分	1年以下	1 年 超 3年以下	3 年 超 5年以下	5 年 超 7年以下	7 年 超 10年以下	10 年 超 ^{(期間の定めのない} ものを含む)	合 計
国債	5,671	8,020	9,860	9,014	13,182	_	45,749
地 方 債	832	1,932	1,036	_	_	_	3,801
社 債	3,286	9,084	640	97	_	_	13,109
株 式	_	_	_	_	_	1	1
外 国 証 券	_	_	_	_	_	_	_
(公社債)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(株式)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
その他の証券	_	_	_	_	_	_	_
合 計	9,790	19,036	11,537	9,112	13,182	1	62,661

12. 業種別保有株式

(単位:株、百万円、%)

(単位:百万円)

年 度 平成21年度末					末	平成22年度末			平成23年度末				
<u>X</u>	分			/	株数	金額	構成比	株数	金額	構成比	株数	金額	構成比
金	融	保	険	業	13	1	100.0	13	1	100.0	13	1	100.0
合				計	13	1	100.0	13	1	100.0	13	1	100.0

- (注) 1. 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じています。 2. 銀行業、保険業およびその他金融業は金融保険業として記載しています。

13. 貸付金残存期間別残高

【平成23年度末】 (単位:百万円)

区分	1年以下	1 年 超 3年以下	3 年 超 5年以下	5 年 超 7年以下	7 年 超 10年以下	10 年 超 ^{(期間の定めのない} ものを含む)	合 計
変 動 金 利	_	_	_	_	_	_	_
固定金利	1	_	_	_	_	9	10
合 計	1	_	_	_	_	9	10

⁽注) 残存期間 1 年以下の貸付金 1 百万円は保険料振替貸付、残存期間 10 年超(期間の定めのないものを含む)の貸付金 9 百万円は契約者貸付となっております。

【平成22年度末】 (単位:百万円)

区分	1年以下	1 年 超 3年以下	3 年 超 5年以下	5 年 超 7年以下	7 年 超 10年以下	10 年 超 ^{(期間の定めのない} ものを含む)	合 計
変 動 金 利	_	_	_	_	_	_	_
固定金利	2	_	_	_	_	11	13
合 計	2	_	_	_	_	11	13

⁽注) 残存期間 1 年以下の貸付金 2 百万円は保険料振替貸付、残存期間 10 年超(期間の定めのないものを含む)の貸付金 11 百万円は契約者貸付となっております。

14. 貸付金担保別内訳

(単位:百万円、%)

		_		年 度	平成 21	年度末	平成 22	年度末	平成 23 年度末		
区分					金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	
担	保		貸	付	_	_	_	_	_	_	
保	証		貸	付	_	_	_	_	_	_	
信	用		貸	付	_	_	_	_	_	_	
そ		の		他	_	_	_	_	_	_	
_	般	貸	付	計	_	_	_	_	_	_	
約	款		貸	付	14	100.0	13	100.0	10	100.0	
合				計	14	100.0	13	100.0	10	100.0	

15. 貸付金使途別内訳

該当事項ありません。

16. 貸付金業種別内訳

(単位:百万円、%)

_									(単1)	: 白万円、%)
		_	ź	年 度	平成 21	年度末	平成 22	年度末	平成 23	年度末
区:	分				金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
農	林・	水	産	業	_	_	_	_	_	_
鉱				業	_	_	_	_	_	_
建		設		業	_	_	_	_	_	_
製		造		業	_	_	_	_	_	_
卸	•	小	売	業	_	_	_	_	_	_
金	融 •	保	険	業	_	_	_	_	_	_
不	動		産	業	_	_	_	_	_	_
情	報	通	信	業	_	_	_	_	_	_
運		輸		業	_	_	_	_	_	_
電気	気・ガス・	水道	・熱供	給業	_	_	_	_	_	_
サ	_	ビ	ス	業	_	_	_	_	_	_
そ		の		他	_	_	_	_	_	_
(57	ち個人住!	宅・消算	費者口-	ーン)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
小				計	_	_	_	_	_	_
公	共		団	体	_	_	_	_	_	_
公	社	•	公	団	_	_	_	_	_	_
約	款		貸	付	14	100.0	13	100.0	10	100.0
合				計	14	100.0	13	100.0	10	100.0
(22.)	4.T.T. () 1.1.1	I I I I I I I	4-4- NIC ()	WT 1 /	米がに注していま					

⁽注)業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じています。

17. 貸付金企業規模別内訳

該当事項ありません。

18. 貸付金地域別内訳

該当事項ありません。

19. 有形固定資産

(単位:百万円)

区分	}	年	度	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
土			地	2,593	2,593	2,593
(営 業	用)	(1,622)	(1,622)	(1,622)
(賃 貸	用)	(971)	(971)	(971)
建			物	1,162	1,120	1,051
(営 業	用)	(727)	(700)	(657)
(賃 貸	用)	(435)	(419)	(393)
建	設 仮	勘	定	_	_	_
(営 業	用)	(-)	(-)	(–)
(賃 貸	用)	(-)	(-)	(–)
合			計	3,756	3,713	3,645
(営 業	用)	(2,349)	(2,323)	(2,280)
(賃 貸	用)	(1,406)	(1,390)	(1,365)
IJ	ー ス	資	産	_	_	_
その1	他の有別	/固定	資産	31	50	35
合			計	3,787	3,763	3,681

20. 支払承諾の残高内訳

該当事項ありません。

21. 支払承諾見返の担保別内訳

該当事項ありません。

22. 長期性資産

(単位:百万円)

年 度 区 分	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
長期性資産	3,568	3,001	2,616

⁽注) 長期性資産の金額は、積立保険の払戻積立金・契約者配当準備金等の合計額を表示しています。

23. 公共関係投融資 (新規引受ベース)

該当事項ありません。

24. 住宅関連融資

該当事項ありません。

25. ローン金利

(単位:%)

貸 付 の 種 類		実	施日(上	段)/和	」率(下具	没)	
一般貸付標準金利 (長期プライムレート)	平成23年 4月1日	平成23年 4月8日	平成23年 5月10日	平成23年 6月10日	平成23年 8月10日	平成23年 9月9日	平成24年 3月9日
(長期ノノ1ムレード)	1.60	1.70	1.55	1.50	1.35	1.40	1.35

《特別勘定に関する指標》

該当事項ありません。

4 責任準備金の残高の内訳

【平成23年度末】 (単位:百万円)

種	国	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	合 計
火	災	1,364	689	34	2,590	25	4,704
海	上	25	20	_	_	_	46
傷	害	3,552	4,213	_	25	_	7,790
自	動車	1	1,282	_	_	_	1,284
自	動車損害賠償責任	1,068	_	_	_	_	1,068
そ	の 他	552	952	_	_	_	1,505
合	計	6,565	7,159	34	2,615	25	16,400

【平成22年度末】 (単位:百万円)

種目	区分	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	合 計
火	災	1,856	689	30	2,971	29	5,578
海	上	24	24	_	_	_	49
傷	害	3,405	3,852	_	25	_	7,283
自	動車	1	1,282	_	_	_	1,284
自動	車損害賠償責任	1,423	_	_	_	_	1,423
そ	の 他	523	907	_	_	_	1,431
合	計	7,236	6,757	30	2,997	29	17,051

5 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
平成23年度	5,313	2,554	3,133	△374
平成22年度	5,195	2,300	3,035	△141
平成21年度	5,067	2,673	3,064	△669
平成20年度	5,784	2,655	3,149	△19
平成19年度	5,755	3,222	3,705	△1,172

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
 - 2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 - 3. 当期把握見積り差額=期首支払備金ー(前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

<u>6</u>事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

●自動車 (単位:百万円)

	事故発生年度 平成19年度					龙20 年	. 度	平/	龙21 年	.度	平	成22年	.度	平	平成23年度	
	,	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計	事故発生年度末	_			_			_			_			_		
累計保険金十支払備金	1 年後	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	-			
金十	2 年後	_	_	_	_	_	_	_	_	_						
支払	3 年後	_	_	_	_	_	_									
備金	4 年後	_	_	_												
最	終損害見積り額		_			_			_			_			_	
累	計 保 険 金		_			_			_			_			_	
支	払 備 金		_			_			_			_			_	

●傷害 (単位:百万円)

	事故発生年度 平成19年度					成20年	度	平/	成21年	度	平/	龙22 年	度	平月	龙23年	度
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計	事故発生年度末	3,282			3,543			3,861			4,103			3,976		
保険	1 年後	3,121	0.951	△161	3,486	0.984	△57	3,606	0.934	△255	3,800	0.926	△302			
累計保険金十支払備金	2 年後	3,330	1.067	209	3,653	1.048	167	3,794	1.052	187						
支払	3 年後	3,328	0.999	△2	3,766	1.031	112									
) 備 金	4 年後	3,326	0.999	△2												
最	終損害見積り額		3,326			3,766			3,794			3,800			3,976	
累	計 保 険 金		3,172			3,416			3,251			3,002			1,843	
支	払 備 金		153			349			543			797			2,133	

●賠償責任 (単位:百万円)

	事故発生年度 平成19年度					成20年	度	平	龙21 年	度	平	成22 年	度	平月	龙23年	度
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計	事故発生年度末	21			54			61			33			83		
保険	1 年後	58	2.784	37	92	1.703	38	58	0.953	△2	32	0.974	△0			
累計保険金十支払備金	2 年後	62	1.075	4	93	1.011	1	56	0.959	△2						
支払	3 年後	55	0.885	△7	92	0.992	△0									
) 備 金	4 年後	55	0.995	△0												
最	終損害見積り額		55			92			56			32			83	
累	計 保 険 金		55			92			53			25			10	
支	払 備 金		0			0			2			6			73	

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
 - 2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
 - 3.「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。



財産の状況

計算書類

1. 貸借対照表

(単位:百万円、%)

年 度	平成22年		平成23年	
	(平成23年3月31E	現在)	(平成24年3月31E	日現在)
科目	金額	構成比	金額	構成比
(資産の部)				
現金及び預貯金	8,795	10.86	2,083	2.58
現金	4		4	
預 貯 金	8,790		2,079	
有 価 証 券	62,661	77.36	70,232	86.97
国	45,749		57,564	
地 方 債	3,801		2,955	
社	13,109		9,711	
株式	1		1	
貸 付 金	13	0.02	10	0.01
保険約款貸付	13		10	
有 形 固 定 資 産	3,763	4.65	3,681	4.56
土 地	2,593		2,593	
建物	1,120		1,051	
その他の有形固定資産	50		35	
無 形 固 定 資 産	2,005	2.48	1,601	1.98
ソフトウェア	1,954		1,594	
その他の無形固定資産	50		6	
その他資産	2,881	3.56	2,319	2.87
未収保険料	0		0	
代 理 店 貸	1,735		1,573	
共 同 保 険 貸	48		59	
再保険貸	119		117	
外国再保険貸	22		170	
未 収 金	18		16	
未 収 収 益	128		145	
預 託 金	0		0	
地震保険預託金	610		65	
仮 払 金	197		169	
繰 延 税 金 資 産	882	1.09	825	1.02
貸 倒 引 当 金	△0	△0.00	△0	△0.00
資産の部合計	81,003	100.00	80,753	100.00

(単位:百万円、%)

年度 平成22年度 平成23年度	
(T D a a f a B a a F B L)	
(平成23年3月31日現在) (平成24年3月31日現在)	
科 目 金 額 構成比 金 額	構成比
(負債の部)	
保険契約準備金 22,172 27.37 21,679	26.85
支 払 備 金 5,120 5,279	
責 任 準 備 金 17,051 16,400	
その他負債 2,295 2.83 2,167	2.68
共 同 保 険 借 130 128	
再 保 険 借 31 24	
外 国 再 保 険 借 186 199	
未 払 法 人 税 等 408 377	
預 り 金 148 139	
前 受 収 益 13 11	
未 払 金 735 683	
仮 受 金 641 602	
賞 与 引 当 金 129 0.16 120	0.15
特別法上の準備金 63 0.08 75	0.09
価格変動準備金 63 75	
負債の部合計 24,660 30.44 24,043	29.77
(純資産の部)	
資 本 金 52,000 64.19 52,000	64.39
資 本 剰 余 金 1,455 1.80 1,455	1.80
資 本 準 備 金 1,455 1,455	
利 益 剰 余 金 2,623 3.24 2,725	3.38
利 益 準 備 金 2,053 2,085	
その他利益剰余金 569 640	
繰越利益剰余金 569	
株 主 資 本 合 計 56,078 69.23 56,180	69.57
その他有価証券評価差額金 264 0.33 529	0.66
評価·換算差額等合計 264 0.33 529	0.66
純資産の部合計 56,342 69.56 56,710	70.23
負債及び純資産の部合計 81,003 100.00 80,753	100.00

(注) 1. 会計方針に関する事項は以下のとおりであります。

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
 - ①満期保有目的の債券の評価は、償却原価法により行っております。
 - ②その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - ③その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
- (2) 有形固定資産の減価償却は定率法により行っております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法により行っております。
- (3) 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間に基づく定額法によっております。
- (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
- (5) 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、勘定科目主管部が資産査定を実施し、当該部から独立した業務監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

- (6) 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
- (7) 価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
- (8) 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。
- なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

2. 追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」 (企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

- 3. (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ①金融商品に対する取組方針

当社は、資産の運用にあたり、安全性・健全性・流動性に留意しつつ、公社債を中心とする円金利資産ポートフォリオの構築をめざし、中長期的に安定収益を確保することを基本方針としております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は、国内の公社債を中心とする有価証券であり、満期保有目的の債券及びその他有価証券として保有しております。これらは、金利リスクを中心とした市場関連リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。また、未払金その他の金融負債の支払など資金管理に関して流動性リスクに晒されております。なお、当社はデリバティブ取引を行っておりません。

- ③金融商品に係るリスク管理体制
 - (i) 市場関連リスクの管理

当社は、資産運用リスク管理統括部署を収益管理部と定め資産運用リスク管理を行うとともに、リスク全般を統括管理するリスク管理・コンプライアンス委員会に取組み状況を報告しています。なお、平成24年4月1日より資産運用リスク管理統括部署をリスク管理・コンプライアンス部としております。

金利リスクの管理にあたっては、積立保険等の保険負債の特性に則した安定的な資産運用がはかられるよう、資産・負債の総合的管理に努めております。また、資産運用は、取締役会等で決定された資産運用計画に基づき行われ、運用資産の残高及び損益状況を一元的に管理することを通して価格変動リスクのコントロールを図っております。さらに、当社ではVaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。

(ii)信用リスクの管理

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとにリスクを慎重に見極め、安全性・健全性が高いと判断される対象先に限定して投融資を行っております。保有資産全体の安全性・健全性に鑑み、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう運用先の分散を図るとともに、とくに一定額以上の投融資や重要度の高い案件については、経営会議等で検討のうえ、決裁する体制となっております。

(iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、流動性リスク管理統括部署を収益管理部と定め流動性リスク管理を行うとともに、リスク管理・コンプライアンス委員会に取組み状況を報告しています。また、低流動性資産残高の抑制、大口資金移動の事前把握等により、手元流動性水準を的確にコントロールしております。なお、平成24年4月1日より流動性リスク管理統括部署をリスク管理・コンプライアンス部としております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 現金及び預貯金 ② 有価証券	2,083	2,083	_
満期保有目的の債券	9,242	9,449	206
その他有価証券	60,989	60,989	_
③ 代理店貸	1,573	1,573	_
資産計	73,887	74,094	206

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資 産

①現金及び預貯金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

②有価証券

これらの時価については、期末日の市場価格等によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

(i) 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	公社債	9,242	9,449	206
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	公社債	_	_	_
合 計		9,242	9,449	206

(ii) その他有価証券の当事業年度中の売却はありません。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	種類 貸借対照表計上額 (百万円)		差額 (百万円)
(1) (1) (1)	公社債	58,362	57,539	822
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	_	_	_
	小計	58,362	57,539	822
() () () ()	公社債	2,626	2,684	△ 58
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	_	_	_
	小計	2,626	2,684	△ 58
合 計		60,989	60,224	764

- (注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含めておりません。
- (iii) 上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、減損処理を 行った有価証券はありません。
- (iv) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。
- ③代理店貸

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「資産② 有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

非上場株式(貸借対照表計上額 1 百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価開示の対象とはしておりません。

湿

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1 年以内 (百万円)	1 年 超 5年以内 (百万円)	5 年 超 10年以内 (百万円)	10 年超 (百万円)
現金及び預貯金 預貯金 有価証券	2,079	_	_	_
満期保有目的の債券 国債 地方債	_	_	1,650	7,130
社債 社債 その他有価証券のうち満期があるもの	_	_	_	_
国債地方債	5,810 1,380	20,953 1,525	19,989 —	
社債 代理店貸	5,850 1,573	3,827 —	_ _	_ _
合 計	16,692	26,305	21,639	7,130

4. 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

当社では、東京都にある本社ビルにおいて一部賃貸をしており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は 1,365 百万円、時価は 1,722 百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、社外の不動産鑑定士による鑑定評価によっております。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価額を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていないため、当該評価額や指標を用いて調整した価額によっております。

- 5. 有形固定資産の減価償却累計額は1,739百万円であります。
- 6. 関係会社に対する金銭債権の総額は0百万円、金銭債務の総額は580百万円であります。
- 7. 繰延税金資産の総額は 3,291 百万円、繰延税金負債の総額は 235 百万円であります。また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は 2,230 百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、責任準備金 2,522 百万円、支払備金 415 百万円及びソフトウェア 263 百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券に係る評価差額金235百万円であります。

法人税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債等の修正は次のとおりであります。

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 114 号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 117 号)が平成 23 年 12 月 2 日に公布され、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は主として従来の36.21%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.33%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.78%となります。この税率変更により、繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は53百万円、責任準備金は15百万円減少し、法人税等調整額は95百万円増加し、当期純利益は95百万円減少しております。

8. (1) 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く) 同上にかかる出再支払備金	5,519 百万円 685 百万円
差 引 (イ)	4,834百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	444 百万円
計 (イ+□)	5,279 百万円
(2)責任準備金の内訳は次のとおりであります。	
普通責任準備金(出再責任準備金控除前) 同上にかかる出再責任準備金	6,641 百万円 1,215 百万円
	5,426 百万円
その他の責任準備金(ロ)	10,974百万円
計 (イ+ロ)	16,400百万円

- 9. 1株当たりの純資産額は141,775円13銭であります。
- 算定上の基礎である純資産額は56,710百万円、普通株式の期末株式数は400千株であります。
- 10. 事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。
- 11. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 損益計算書

					(単位:白万円)
科目		Î	F 度 	平成 22 年度 (平成22年4月1日から (平成23年3月31日まで)	平成 23 年度 (平成23年4月1日から (平成24年3月31日まで)
経	常	収	益	14,886	15,390
fl.	保険引	受 収	益	14,257	14,654
	正味収	入 保 険	料	13,688	13,868
	収 入 積	立保険	料	88	69
	積 立 保 険	料 等 運 用	益	82	66
	責任準何	備 金 戻 入	額	397	650
	為替	差	益	0	_
資	そ 産 運	用 収	益	623	732
	利息及び	配当金収	入	699	798
	有 価 証	券 売 却	益	7	_
	積立保険料	斗等運用益期	艮替	△82	△66
7	その他	経常収	益	5	4
経	常	費	用	13,970	14,441
f.	保 険 引	受 費	用	9,429	10,046
	正味支	払 保 険	金	5,171	6,048
	損 害	調査	費	709	651
	諸 手 数 料	及び集金	費	2,637	2,704
	満期	返 戻	金	691	483
	支 払 備	金 繰 入	額	219	158
	為替	差	損	_	0
	その他保	: 険 引 受 費	用	_	0
ž	営業費及び	・一般管理	費	4,539	4,392
7	その他	経常費	用	1	2
	貸 倒 引 計	当 金 繰 入	額	0	_
	その他(の経常費	用	1	2
経	常	利	益	916	949
特	別	利	益	_	5
	その他	特別利	益	_	5
特	別	損	失	12	58
	固 定 資	産 処 分	損	0	46
	特別法上の) 準備金繰力	、額	12	12
	価格 変	医動 準 備	金	12	12
税	引 前 当	期 純 利	益	903	895
法	人 税 及	び 住 民	税	633	663
法	人 税 等	等調整	額	△109	△28
法	人 税	等 合	計	523	635
当	期	屯 利	益	379	260
				l .	

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。 15,711 百万円 収入保険料 支払再保険料 1,843 百万円 差引 13,868 百万円 (2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。 6,666 百万円 支払保険金 回収再保険金 617百万円 差引 6,048 百万円 (3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。 支払諸手数料及び集金費 3.019 百万円

(注) 1. 関係会社との取引による収益総額は131百万円、費用総額は1,208百万円であります。

出再保険手数料 314百万円 2,704 百万円

(4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。 支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く) 106 百万円 同上にかかる出再支払備金繰入額 △95百万円 差 引(イ) 201百万円 地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(口) △43百万円

158百万円 計 (イ+ロ) (5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。 普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除前) 263 百万円 同上にかかる出再責任準備金繰入額 103百万円 差 引(イ) 160百万円 その他の責任準備金繰入額(口) △810百万円

 $(\uparrow + \Box)$ (6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息 0百万円 有価証券利息·配当金 643 百万円 貸付金利息 0百万円 不動産賃貸料 151 百万円 その他利息・配当金 3百万円 798百万円

3. 1株当たりの当期純利益金額は652円17銭であります。

算定上の基礎である当期純利益金額及び普通株式に係る当期純利益金額は260百万円、普通株式の期中平均株式数は400千株 であります。

△ 650 百万円

潜在株式調整後1株当たりの当期純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。



3. 貸借対照表の推移

_				(単位・日万円)
科	年 度	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
	現金及び預貯金	2,256	8,795	2,083
	有 価 証 券	85,865	62,661	70,232
資	貸 付 金	14	13	10
産	有形固定資産	3,787	3,763	3,681
	無形固定資産	2,319	2,005	1,601
の	その他資産	2,755	2,881	2,319
部	繰 延 税 金 資 産	647	882	825
	貸 倒 引 当 金	△0	△0	△0
	資産の部合計	97,645	81,003	80,753
	保険契約準備金	22,349	22,172	21,679
	その他負債	2,437	2,295	2,167
	賞 与 引 当 金	148	129	120
	特別法上の準備金	51	63	75
負	価格変動準備金	51	63	75
債 及	負債の部合計	24,987	24,660	24,043
び	資 本 金	52,000	52,000	52,000
純	資本剰余金	8,730	1,455	1,455
資	利 益 剰 余 金	11,442	2,623	2,725
産の	(繰越利益剰余金)	(11,228)	(569)	(640)
部	株主資本合計	72,172	56,078	56,180
	その他有価証券評価差額金	486	264	529
	評価·換算差額等合計	486	264	529
	純資産の部合計	72,658	56,342	56,710
	負債及び純資産の部合計	97,645	81,003	80,753

4. 損益計算書の推移

			(単位・日万円)
年 月 科 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
経 常 収 益	15,041	14,886	15,390
保険引受収益	14,320	14,257	14,654
正味収入保険料	13,411	13,688	13,868
収入積立保険料	99	88	69
積 立 保 険 料 等 運 用 益	91	82	66
責 任 準 備 金 戻 入 額	718	397	650
為 替 差 益	_	0	_
資 産 運 用 収 益	715	623	732
利 息 及 び 配 当 金 収 入	807	699	798
有 価 証 券 売 却 益	0	7	_
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替	△91	△82	△66
その他経常収益	4	5	4
経 常 費 用	14,141	13,970	14,441
保 険 引 受 費 用	9,450	9,429	10,046
正味支払保険金	5,091	5,171	6,048
損 害 調 査 費	756	709	651
諸手数料及び集金費	2,566	2,637	2,704
満 期 返 戻 金	716	691	483
支 払 備 金 繰 入 額	318	219	158
為 替 差 損	0	_	0
その他保険引受費用	_	_	0
営業費及び一般管理費	4,686	4,539	4,392
その他経常費用	3	1	2
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	0	0	_
その他の経常費用	3	1	2
経 常 利 益	900	916	949
特 別 利 益	_	_	5
その他特別利益	_	_	5
特 別 損 失	17	12	58
固 定 資 産 処 分 損	_	0	46
特別法上の準備金繰入額	17	12	12
価格変動準備金	17	12	12
税引前当期純利益	883	903	895
法人税及び住民税	509	633	663
法 人 税 等 調 整 額	△5	△109	△28
法 人 税 等 合 計	503	523	635
当 期 純 利 益	379	379	260

5. キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

		(単位:百万円)
年 度	平成 22 年度	平成 23 年度
科目	(平成22年4月1日から) 平成23年3月31日まで)	(平成23年4月1日から) 平成24年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税 引 前 当 期 純 利 益(△は損失)	903	895
減 価 償 却 費	861	826
支 払 備 金 の 増 減 額 (△は減少)	219	158
責 任 準 備 金 の 増 減 額 (△は減少)	△397	△650
貸 倒 引 当 金 の 増 減 額 (△は減少)	△0	△0
賞 与 引 当 金 の 増 減 額 (△は減少)	△19	△9
価格変動準備金の増減額(△は減少)	12	12
利 息 及 び 配 当 金 収 入	△699	△798
有 価 証 券 関 係 損 益(△は益)	△7	_
有 形 固 定 資 産 関 係 損 益 (△は益)	0	2
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額 (△は増加)	△593	252
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額 (△は減少)	△315	△95
小計	△34	593
利 息 及 び 配 当 金 の 受 取 額	800	1,002
法人税等の支払額	△459	△694
営業活動によるキャッシュ・フロー	305	901
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△78,137	△17,495
有価証券の売却・償還による収入	100,908	10,050
貸付けによる支出	△15	△13
貸付金の回収による収入	15	17
資産運用活動計	22,771	△7,440
(営業活動及び資産運用活動計)	(23,077)	(△6,538)
有形固定資産の取得による支出	△65	△14
投資活動によるキャッシュ・フロー	22,706	△7,455
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△16,473	△158
財務活動によるキャッシュ・フロー	△16,473	△158
現金及び現金同等物に係る換算差額	_	_
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	6,538	△6,711
現金及び現金同等物期首残高	2,256	8,795
現金及び現金同等物期末残高	8,795	2,083

⁽注) 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び取得から満期日または償還日までの期間が3ヵ月以内の定期預金等の短期投資からなっております。

6. 株主資本等変動計算書

		(単位:百万円)
年 度	平成 22 年度	平成 23 年度
年 度		
11 -	(平成22年4月1日から) (平成23年3月31日まで)	(平成23年4月1日から) 平成24年3月31日まで)
科目	(平成23年3月31日まで/	\平成24年3月31日まで/
株主資本		
資本金		
当期首残高	52,000	52,000
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	52,000	52,000
資本剰余金 資本準備金		
当期首残高	8,730	1 455
当期変動額	6,730	1,455
資本準備金の積立	1,455	_
準備金から剰余金への振替	△8,730	_
当期変動額合計	△7,275	_
当期末残高	1,455	1,455
その他資本剰余金	·	·
当期首残高	<u> </u>	_
当期変動額		
資本準備金の積立	△1,455	_
剰余金(その他資本剰余金)の配当	△7,275	_
準備金から剰余金への振替	8,730	_
当期変動額合計	_	_
当期末残高 資本剰余金合計		_
当期首残高	8,730	1.455
当期変動額	0,730	1,400
利余金(その他資本剰余金)の配当	△7,275	_
当期変動額合計	△7,275	_
当期末残高	1,455	1,455
利益剰余金	·	
利益準備金		
当期首残高	213	2,053
当期変動額		
利益準備金の積立	1,839	31
当期変動額合計 当期末残高	1,839 2.053	31 2.085
その他利益剰余金	2,053	2,085
繰越利益剰余金		
当期首残高	11,228	569
当期変動額	,==0	
利益準備金の積立	△1,839	△31
剰余金の配当	△9,198	△158
当期純利益	379	260
当期変動額合計	△10, <u>658</u>	71
当期末残高	569	640
利益剰余金合計 当期首残高	11,442	0.600
当期変動額	11,442	2,623
剰余金の配当	△9,198	△158
当期純利益	379	260
当期変動額合計	△8,818	102
当期末残高	2,623	2,725
株主資本合計		
当期首残高	72,172	56,078
当期変動額	. 0 100	. 450
	<u>△9,198</u>	<u>△158</u>
判宗金(その他資本判宗金)の配当	<u>△7,275</u> 379	260
当期変動額合計	379 △16,093	102
当期末残高	56,078	56,180
評価・換算差額等	33,3.3	23,.33
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	486	264
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△222	264
当期変動額合計	△222	264
当期末残高 三四の一切の一切の一切の一切の一切の一切の一切の一切の一切の一切の一切の一切の一切の	264	529
評価・換算差額等合計	486	264
当期宣戏局	400	204
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△222	264
当期変動額合計	△222	264
当期末残高	264	529
純資産合計		
当期首残高	72,658	56,342
当期変動額		
剰余金の配当	△9,198	△158
剰余金(その他資本剰余金)の配当	△7,275	_
当期純利益 株主答素以外の項目の光期亦動類(純類)	379	260
株主資本以外の項目の当期変動額(純額) 当期変動額合計	<u> </u>	264 367
当期末残高	<u>△16,316</u> 56,342	56,710
コハバス回	50,572	50,710

(注) 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項は以下のとおりであります。

(単位:株) 平成23年度末 平成23年度 平成23年度 平成23年度期首 株式数 增加株式数 減少株式数 株式数 発 行 済 株 式 400,000 400,000 普 通 株 式 400,000 400,000 400,000 400,000

2. 配当に関する事項は以下のとおりであります。

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月30日 定 時 株 主 総 会	普通株式	158百万円	395円41銭	平成23年3月31日	平成23年7月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定 時 株 主 総 会	普通株式	108百万円	利益剰余金	271円74銭	平成24年3月31日	平成24年7月3日

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

7. 1株当たり配当等

年 度区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
1 株当たり配当額	395円70銭	41,183円68銭	271円74銭		
1 株当たり当期純利益	949円68銭	949円00銭	652円17銭		
配当性向	41.7%	4,339.7%	41.7%		

8.1株当たり純資産額

年 度区 分	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
1 株当たり純資産額	181,646円69銭	140,856円61銭	141,775円13銭

9. 一人当たり総資産

(単位:百万円)

年 度 区 分	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
従業員一人当たり総資産	588	462	472

(注) 従業員一人当たり総資産= <u>総資産</u> 従業員数

2 リスク管理債権

破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権、貸付条件緩和債権はありません。

3 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況(保険金信託業務を行う場合)

該当事項ありません。

4 債務者区分に基づいて区分された債権

					(= 1,3,3,
区分			年 度	平成 22 年度	平成 23 年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権			債権	_	_
危	険	債	権	_	_
要	管 3	理 債	権	_	_
正	常	債	権	13	10
合			計	13	10

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権の額です。
 - 2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権の額です。
 - 3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金(元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金(1. および2.に掲げる債権を除く。)、以下同じ。)および条件緩和貸付金(債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(1.および2.に掲げる債権ならびに3カ月以上延滞貸付金を除く。))の額です。
 - 4. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権の額です。

5 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況 (単体ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円、%)【参考】

			18.21		
	区分	平成22年度 (平成23年3月31日) 旧基準	平成23年度 (平成24年3月31日) 現行基準	平成22年度 (平成23年3月31日) 現行基準	
(A)	単体ソルベンシー・マージン総額	64,558	64,885	64,558	
	資本金又は基金等	55,919	56,072	55,919	
	価格変動準備金	63	75	63	
	危険準備金	30	34	30	
	異常危険準備金	7,303	7,229	7,303	
	一般貸倒引当金	0	0	0	
	その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	373	688	373	
	土地の含み損益	621	532	621	
	払戻積立金超過額	_	_	_	
	負債性資本調達手段等	_	_	_	
	払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等 のうち、マージンに算入されない額		_	_	
	控除項目	_	_	_	
	その他	245	252	245	
(B)	単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$	2,215	2,712	3,164	
	一般保険リスク(R1)	1,027	1,621	1,593	
	第三分野保険の保険リスク(R2)	_	_	_	
	予定利率リスク(R ₃)	3	14	16	
	資産運用リスク(R ₄)	826	1,430	1,562	
	経営管理リスク(R5)	53	70	80	
	巨大災害リスク(R6)	840	469	840	
(C)	単体ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B)×1/2}]×100	5,828.0	4,783.3	4,079.8	

(注)「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。なお、「現行基準」は平成22年内閣府令第23号及び平成23年内閣府令第11号、並びに平成22年金融庁告示第48号、平成23年金融庁告示第24号及び平成24年金融庁告示第33号(平成24年3月31日から適用)の改正内容を反映した基準であり、「旧基準」とは当該改正内容を反映前の基準です。

〈単体ソルベンシー・マージン比率〉

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))であります。単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度末(平成24年3月31日)から算出にかかる法令等が改正されています。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保険引受上の危険:保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く) (一般保険リスク) (第三分野保険の保険リスク)
 - ② 予定利率上の危険:実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険(予定利率リスク)
 - ③ 資産運用上の危険:保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等 (資産運用リスク)
 - ④ 経営管理上の危険:業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①~③及び⑤以外のもの (経営管理リスク)
 - ⑤ 巨大災害に係る危険:通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険 (巨大災害リスク)

- ・「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流 出予定額等を除く)、諸準備金 (価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。
- ・平成23年度末(平成24年3月31日)から、連結ソルベンシー・マージン比率規制が導入されたことにより、従来のソルベンシー・マージン比率等を「単体ソルベンシー・マージン比率」等と表記しております。

6 時価情報等

1. 有価証券に係る時価情報

(1) 売買目的有価証券 該当事項ありません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

		(平成	平成22年度 23年3月31日		平成23年度 (平成24年3月31日現在)		
	貸借対照表 計上額	時 価	差額	貸借対照表 計上額	時 価	差額	
n± /m 1.542 /# ± 1.07 +	公社債	_	_	_	9,242	9,449	206
時価が貸借対照表	外国証券	_	_	_	_	_	_
計上額を超える	その他	_	_	_	_	_	_
000	小 計	_	_	_	9,242	9,449	206
n± /m 1.5.42 /# ± 1.07 +	公社債	_	_	_	_	_	_
時価が貸借対照表	外国証券	_	_	_	_	_	_
計上額を超えない もの	その他	_	_	_	_	_	_
	小 計	_	_	_	_	_	_
合 計		_	_	_	9,242	9,449	206

(3) その他有価証券

(単位:百万円)

	(平成	平成22年度 23年3月31日		平成23年度 (平成24年3月31日現在)			
	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	
	公社債	46,124	45,628	496	58,362	57,539	822
貸借対照表計上額が	株 式	_	_	_	_	_	_
取得原価を超える	外国証券	_	_	_	_	_	_
もの	その他	_	_	_	_	_	_
	小 計	46,124	45,628	496	58,362	57,539	822
	公社債	16,535	16,617	△81	2,626	2,684	△58
貸借対照表計上額が	株 式	_	_	_	_	_	_
取得原価を超えない	外国証券	_	_	_	_	_	_
もの	その他	_	_	_	_	_	_
	小 計	16,535	16,617	△81	2,626	2,684	△58
合	計	62,660	62,245	414	60,989	60,224	764

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含まれていません。

(4) 売却したその他有価証券

種類			(平成22年4月	平成 22 年度 1日から平成23年	三3月31日まで)	平成 23 年度 (平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで)			
			売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	
公	社	債	354	7	_	_	_	_	
株		式	_	_	_	_	_	_	
外	国証	券	_	_	_	_	_	_	
そ	の	他	_	_	_	_	_	_	
合		計	354	7	_	_	_	_	

(5)減損処理を行った有価証券 該当事項ありません。

2. 金銭の信託に係る時価情報

該当事項ありません。

3. デリバティブ取引情報

以下のものを含めて、該当事項ありません。

保険業法に規定する金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引、有価証券関連デリバティブ取引(以下に掲げるものを除く)、金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引(国債証券等及び金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る)

7 その他

当社では、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、計算書類及びその附属明細書について、「会社法第436条第2項第1号」の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の会計監査を受けており、適正である旨の証明を受けております。

8 財務諸表の正確性・内部監査の有効性についての代表者確認書

当社は、財務諸表の記載事項が適正であること、財務諸表作成に係る内部監査が有効であることを代表者(代表取締役社長)が確認しております。

確認書

平成24年6月29日

明治安田損害保険株式会社 代表取締役社長 重森 豊 ⑩

- 1. 私は、当社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの事業年度に係る財務諸表に記載した事項について確認したところ、すべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2. 当社は、以下の体制を構築し、これが適切に機能する環境を整備することにより、財務諸表等の適正性の確保を図っております。
 - (1) 財務諸表等の作成にあたって、その業務分担と所管部署が明確化されており、所管部署において適切な業務体制を整備しております。
 - (2) 内部監査部門が所管部署における内部管理体制について検証し、 重要な事項については取締役会等へ適切に報告する体制を整備し ております。
 - (3) 重要な経営情報については、取締役会等へ適切に付議・報告されております。
- 3. なお、当社は内部統制委員会を開催し、財務諸表等が適正に表示されていることを確認いたしました。

以上



設備の状況

〕設備投資等の概要

当期の設備投資は、主として損害保険事業における業務維持等を目的として実施し、当期中の投資総額は 14百万円です。



損害保険用語の解説

【か行】

価格変動準備金

保険会社が保有する株式等の価格変動による損失に備えることを目的とした準備金です。資産の一定割合を積み立て、株式等の売買等による損失の額が株式等の売買等による利益の額を超える場合は、その差額を取り崩します。

调失相殺

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額が減額されることをいいます。

急激かつ偶然な外来の事故

突発的に発生する予知されない出来事であり、傷害の原因が身体の外部からの作用によるものをいいます。これらの条件を満たす事故としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。

共同保険契約

リスク分散その他の事情から、1つの損害保険契約を複数の保険会社が共同で引き受ける契約形態をいいます。

クーリング・オフ制度

保険契約の取り消し請求権のことです。損害保険の場合には、保険期間が1年を超える長期契約について、契約の申込日からその日を含め8日以内であれば契約の取り消しができます。ただし、保険契約の申込み方法によっては、クーリング・オフの対象外となっているものもあります。

契約者配当金

積立保険(貯蓄型保険)で積立保険料部分の運用利回りが予定利率を超えたときに、満期返戻(へんれい)金とあわせて保険会社から保険契約者に支払われる金銭のことです。

契約の解除

保険契約者または保険会社の意思表示により、契約を消滅させることをいいます。

契約の更改

既に保険契約に加入済みの保険の対象について、保険期間の終了に際して引き続き新しい保険契約を締結し直すことをいいます。

契約の失効

契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。例えば保険で支払われない事故(戦争や暴動等)によって保険をつけていたものが滅失した場合は、契約は失効します。

告知義務

保険契約の申込みの際に、保険契約者が契約の条件を設定するための重要な事実を保険会社に申し出る 義務をいいます。この重要な事項について事実と異なることを申し出た場合、保険契約が解除されたり、 事故があっても保険金が支払われないことがあります。

ご契約のしおり

保険契約に際して、保険契約者が保険商品の基礎的な事項について事前に十分理解したうえで契約手続きを行なえるよう、契約時に配付するために作成された小冊子のことです。ご契約のしおりには、契約に際しての注意事項、契約後の注意事項、保険金支払いに関する事項、事故が起こった場合の手続き等が記載されています。

【さ行】

再取得価額

保険契約の対象である物と同等の物を再取得するために必要な金額(火災保険でいうと、現在住んでいる建物、または所有の家財と同等の物を新たに建築、あるいは購入するのに必要な金額)のことです。

再保険 (再保)

保険会社が危険の分散を図るため、自社が引き受けた保険契約上の責任の一部または全部を他の保険会社に転嫁することをいいます。再保険に出すことを出再保険、再保険を引き受けることを受再保険といいます。

再保険料

保険会社が自ら引き受けた契約を、他の保険会社に引き受けてもらうときに支払う保険料(出再保険料)のことをいいます。引き受けた保険会社からは受再保険料と呼ばれています。

時価

再取得価額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

事業費

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」、「諸手数料及 び集金費」を総称していいます。

地震保険料控除制度

地震保険に加入している場合の保険料が一定額を限度として所得税法上および地方税法上の課税所得から控除される制度をいいます。

質権設定

火災保険などで、保険契約をした物件が災害に遭ったときの保険金請求権を被保険者が他人(質権者) に質入れすることをいいます。

支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる 準備金のことをいいます。責任準備金とともに保険契約準備金を構成しています。

重要事項説明書

保険契約の内容を理解していただくことを目的とし、特に重要な事項について記載した書面です。重要 事項説明書には、保険商品の内容を理解するために必要な情報(契約概要)と保険会社が保険契約者に 対して注意喚起すべき情報(注意喚起情報)が記載されています。

主契約と特約

保険契約の基本となる部分を主契約といいます。特約は、補償内容をさらに充実させるためや保険料を分割払いにするなど、希望にあった契約内容にする目的で主契約にセットするものです。

正味収入保険料

保険契約者から受け取った保険料(元受保険料)から再保険料を加減(出再保険料を控除し、受再保険料を加える)、諸返戻(へんれい)金を控除し、さらに積立保険の積立部分の保険料を控除した保険料をいいます。

青仟準備金

将来おこりうる保険契約上の債務に対して保険会社が積み立てる準備金のことをいい、以下のものがあります。

- ①普通責任準備金(決算後に残された、次年度以降の保険期間の債務に備えて積み立てるもの)
- ②異常危険準備金(異常災害損失に備えて積み立てるもの)
- ③危険準備金(保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため積み立てるもの)
- ④払戻積立金、契約者配当準備金(積立保険において、満期返戻(へんれい)金、契約者配当金として 返戻(へんれい)すべき保険料中の払戻部分、およびその運用益を積み立てるもの)

全損

保険の対象が完全に滅失した場合(火災保険であれば全焼、全壊)や、修理、回収に要する費用が再取得価額または時価額を超えるような場合のことです。なお、これらに至らない損害を分損といいます。

損害保険契約者保護機構

保険業法に基づき設立された法人です。経営破綻した損害保険会社の保険契約者等を保護し、これにより損害保険事業に対する信頼を維持することを目的としています。

詳細につきましては、損害保険契約者保護機構ホームページ(http://www.sonpohogo.or.jp/)をご覧ください。

損害保険募集人一般試験

「損害保険募集人一般試験(以下「損保一般試験」)」とは、損害保険募集人が保険商品に関する知識を確実に身につけ、顧客ニーズに応じたわかりやすい説明が行なえるよう、損害保険業界として共通の内容で行なわれる代理店試験制度です。

損保一般試験は、一般社団法人日本損害保険協会により実施され、損害保険の基礎や募集コンプライアンスの知識などを検証する「基礎単位」と、消費者向けの主要な商品の知識などを検証する「商品単位」 (自動車保険、火災保険、傷害疾病保険各単位)により構成されます。

会員各社(当社を含む)は業界自主ルールとして、その試験の合格を保険募集のための要件としています。

損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された特殊法人です。損害保険における公正な保険料率を算出する際の基礎とすることができる参考データ等の算出を行なっています。

損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。通常は、正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合を指します。

そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた「指定紛争解決機関」です。損害保険に関する一般的な相談やトラブルが起きた際に苦情解決手続きと紛争解決手続きを行なっています。苦情解決手続きでは、お客さまに助言をしたり、損害保険会社に通知し対応を求めます。紛争解決手続きでは、苦情解決手続きで解決しない場合、中立・公正な立場の紛争解決委員が和解案を提示し解決に導きます。

【た行】

第三分野

損害保険にも生命保険にも属さない、人のケガ(傷害)や病気(疾病)などに備える保険分野のことです。

大数の法則

サイコロを 1 回振った場合、 $1\sim6$ までのどの数がでるかは偶然ですが、 100 回、 1,000 回と振ると、それぞれの目が出る割合が 6 分の 1 の確率に近づいていくことがわかります。このように、一見偶然と思われる現象も、たくさんのデータを観察することによって、その発生率に一定の法則を見いだすことができます。これを「大数の法則」といいます。

超過保険・一部保険

保険金額(契約金額)が保険の対象である物の実際の価額(保険価額)を超えることを超過保険といいます。これに対して、保険対象物の価額よりも、設定している保険金額が少ない保険を一部保険といいます。この場合には、損害額が保険金額の範囲内であっても、保険金額の実際の価額に対する割合で保険金が減額されて支払われます。

重複保険

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合を 広義の重複保険といい、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再取得価額または時価(額)を超 過する場合を狭義の重複保険といいます。

通知義務

保険契約後に契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が保険会社に連絡しなければならない義務のことです。例えば、火災保険では住居を店舗に改造したりした場合などに通知義務が発生します。

積立勘定

積立保険(貯蓄型保険)において、その積立資産を他の資産と区分して運用する仕組みのことをいいます。

積立保険

保険契約の満期時に一定の満期の返戻(へんれい)金が支払われる貯蓄性をあわせもった長期の積立 (貯蓄) タイプの保険のことです。

【は行】

被保険者

保険の補償を受けられる方、または保険の対象となる方をいいます。保険契約者と同一の人であることもあり、別人であることもあります。

被保険利益

ある物に偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は損害に対し保険金を支払うことを 目的としますから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

法律によって加入が義務づけられている保険

「自動車損害賠償保障法」に基づく自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)などがあります。

保険価額

被保険利益を金銭に評価した額、つまり保険事故が発生した場合に被保険者が被る可能性のある損害の 最高見積額です。

保険期間

保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間のことです。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないと定めていることが多いので、その場合は保険事故が発生しても保険金は支払われません。

保険業法

保険事業の監督法規と保険事業を営む者の組織およびその行為に関する規定を含む昭和 14 年制定(平成 8 年改正・施行)の法律のことをいいます。保険事業が健全に運営されることにより、保険契約者等を保護するために定められています。

保険金

保険契約により補償される事故によって損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことです。

保険金額

保険契約において設定する契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う 保険金の限度額となります。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

保険契約者

保険会社に保険契約の申込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うことになります。

保険契約準備金

保険契約にもとづく保険金支払いなどの責任を果たすため、保険業法および同施行規則は、保険会社に特有な準備金を定めています。

これには、支払備金および責任準備金があります。

保険事故

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。例えば、火災、交通事故、人の死傷などが該当します。

保険証券

保険契約成立後、その保険契約内容を証明するため、保険会社が作成し保険契約者にお渡しする書面のことです。

保険の対象

保険をつける対象のことをいいます。火災保険での建物・家財などがこれにあたります。

保険引受利益

保険引受による利益のことをいいます。具体的には、保険引受に係る収益から保険引受に係る費用を差引いたものです。

保険法

契約当事者間における契約ルールについて定めたもので、平成22年4月1日に施行された「平成20年法律第56号」のことをいいます。従来「保険法」とは「商法」第2編商行為第10章・第3編海商第6章の「保険」に関する規律を指すものでしたが、単独の法律として制定されたものです。

保険約款

保険契約の内容を定めたもので、保険契約者の保険料支払や告知・通知の義務、また保険会社が保険金を支払う場合の条件や支払額などについて記載されています。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、普通保険約款の規定内容を補充・変更・限定する特約とがあります。

保険料

被保険者の被る危険を保険会社が負担する対価として、保険契約者が保険会社に支払う金銭をいいます。

保険料即収の原則

保険契約時に保険料全額を領収しなければならないという原則をいいます。なお、保険料分割払特約など特に約定がある場合には、この原則は適用されません。

保険料率

お支払いいただく保険料の保険金額に対する割合のことをいいます。

【ま行】

満期返戻(へんれい)金

積立保険(貯蓄型保険)で、契約が満期まで有効に存続し、保険料の全額払込みが完了している場合、 満期時に保険会社から保険契約者に支払われる金銭のことをいいます。その金額は契約時に定められて います。

免責

保険契約の申込みに際して、補償されない(保険金が支払われない)事項を定める場合がありますが、 これを免責または免責事項といいます。保険事故が発生しても、免責事項に該当する場合には補償され ないので、注意が必要です。

免責金額

自己負担額のことです。一定金額以下の小さな損害について、契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額をいいます。損害額からこの金額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

免責条項

損害が生じても保険金を支払わない場合について定めた条項のことをいいます。保険約款の条文に「保 険金を支払わない場合」などの見出しがつけられています。

元受(もとうけ)保険

再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対して そのある保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の契約者と契約する保険のすべてを指 す場合があります。

明治安田損害保険の現状2012

明治安田損害保険株式会社 企画部 〒101-0048 東京都千代田区神田司町二丁目11番地1 電話 03-3257-3111 (代表)

> ご照会等は、下記までお願いいたします。 〈お電話による相談窓口〉

お客さま相談室

20-255-400 (平日9:00~17:00)

※夜間・休日につきましては、受付専用となります。

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。





